

社 援 発 1111 第 2 号
平成 28 年 11 月 11 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の
整備等及び経過措置に関する政令等の公布について（通知）

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）が平成 29 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 349 号。以下「改正政令」という。）及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 168 号。以下「改正省令」という。）が本日公布されたところ、今回の改正の趣旨及び主な内容等は、下記のとおりですので、十分御了知の上、管内関係機関及び関係団体等へ周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第一 改正政令関係

一 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）の一部改正について（改正政令第 1 条関係）

- 1 会計監査人を置かなければならない社会福祉法人の事業の規模の基準
事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人（以下「特定社会福祉法人」という。）については、会計監査人を置かなければならないものとしている（改正法第 2 条による改正後の社会福祉法（以下「新法」という。）第 37 条）。

当該基準については、最終会計年度における収益（法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益。以下同じ。）が 30 億円を超える法人又は負債（法人単位貸借対照表における負債。以下同じ。）が 60 億円を超える法人とする（改正政令第 1 条による改正後の社会福祉法施行令（以下「新令」という。）第 13 条の 3）。

また、この特定社会福祉法人の基準については、

- (1) 平成 29 年度、平成 30 年度は、収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人
- (2) 平成 31 年度、平成 32 年度は、収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人
- (3) 平成 33 年度以降は、収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人

と段階的に対象範囲を拡大していくことを予定している。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成 29 年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することになっている。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定を準用する場合における必要な技術的読替え

新法では、社会福祉法人の機関について、一部、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）の規定を準用することとしているが、準用に伴い必要な技術的読替えを規定することとする（新令第 13 条の 4 から第 13 条の 19 まで）。

二 組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）の一部改正について（改正政令第 2 条関係）

1 社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更

改正法第 2 条による改正前の社会福祉法（以下「旧法」という。）において、社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に計算書類を作成し、毎会計年度終了後三月以内に所轄庁に届け出なければならないものとされていたが（旧法第 44 条第 5 項及び第 59 条）、新法においては、毎会計年度終了後「三月」以内に計算書類等を作成し、かつ、所轄庁に届け出なければならないものとされている（新法第 45 条の 27 第 2 項、第 45 条の 34 第 1 項及び第 59 条）。

社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記については、組合等登記令上、毎事業年度末日から「二月」以内とされていたが、新法の手続に併せ、これを「三月」以内とする（改正政令第 2 条による改正後の組合等登記令（以下「新組登令」という。）第 3 条第 3 項）。

2 社会福祉法人の登記事項の一部削除について

旧法では、すべての理事が社会福祉法人の業務の代表権を持つとともに、当該代表権は定款をもって制限することができるものとされ（旧法第 38 条）、定款で代表権を有しない理事を定めることを許容しており、定款にこのような定めを置いた場合には、理事の代表権の範囲又は制限について登記することとされていた（改正政令第 2 条による改正前の組合等登記令（以下「旧組登令」という。）第 2 条第 2 項第 6 号及び別表）。

新法では、理事長が、社会福祉法人の業務に関する代表権を有する機関と位置付けられ、定款をもって理事の代表権を制限できる旨の規定は削除されたほか、同条第 2 項において、理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できないこととなる（新法第 45 条の 17 第 1 項）。

これにより、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを登記事項として公示する必要がなくなることから、組合等登記令の別表に規定する社会福祉法人の登記事項から、これを削除することとする（新組登令別表）。

三 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 108 号）の改正について（改正政令第 3 条関係）

社会福祉法人の役員の欠格事由に関する規定が、新法第 44 条第 1 項（新法第 40 条第 1 項を準用）に改正されたほか、新法第 46 条の 6 第 6 項（法第 40 条第 1 項を準用）に清算人の欠格事由に関する規定が追加されたことに伴い、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令について、所要の規定の整備を行う。

四 経過措置について（改正政令第 4 条並びに附則第 2 項及び第 3 項関係）

1 評議員定数の特例の対象とする社会福祉法人の基準

新法では、社会福祉法人の評議員は 7 人以上選任することが必要であるが（新法第 40 条第 3 項及び第 44 条第 3 項）、改正法附則第 10 条において、その事業の規模が政令で定める基準を超えない社会福祉法人については、改正法の施行日から 3 年を経過する日までの間、評議員の定数を 4 人以上とする経過措置が定められている。

この評議員定数の特例の対象とする社会福祉法人の基準については、平成 27 年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、全社会福祉法人の収益の平均額である 4 億円とすることとする（改正政令第 4 条第 1 項）。

なお、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に設立された社会福祉法人については、全て評議員の員数の経過措置の対象とし、平

成 27 年度会計年度のサービス活動収益は 0 とみなすこととする（改正政令第 4 条第 2 項）。

2 組合等登記令改正に伴う経過措置

新組登令第 3 条第 3 項による社会福祉法人等の資産の総額の変更の登記は、計算書類等の作成及び所轄庁への届出の期限を毎会計年度終了後「三月」以内とする新法の規定が、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する会計年度に係る計算書類等について適用されることに併せ、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度末日現在に行う資産の総額の変更の登記から適用することとする（改正政令附則第 2 項）。

また、旧組登令別表に規定する理事の代表権の範囲又は制限に関する登記については、改正法附則第 15 条において、この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の代表権については、施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例によることとされている。このため、新法の施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、特段、登記は不要である（改正政令附則第 3 項）。

第二 改正省令について

一 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生労働省令第 28 号）の一部改正について（改正省令第 1 条関係）

1 評議員、理事及び監事の親族等の特殊関係者の制限

(1) 評議員の特殊関係者

評議員は、評議員会を通じて役員を監督する役割を担うことから、役員や他の評議員から独立した地位を確保する必要がある。評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三等親以内の親族のほか、以下の特殊関係者が含まれてはならないものとする（新法第 40 条第 4 項及び第 5 項、改正省令第 1 条による改正後の社会福祉法施行規則（以下「新規則」という。）第 2 条の 7 及び第 2 条の 8）。

ア 各評議員と特殊の関係がある者

- (ア) 評議員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (イ) 当該評議員の使用人（秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者）
- (ウ) 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (エ) (イ) 及び (ウ) に掲げる者の配偶者
- (オ) (ア) から (ウ) までの掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (カ) 当該評議員が役員・業務を執行する社員（主に団体の社員を指す。）

である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該評議員」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の合計数が、当該社会福祉法人の評議員の総数の $1/3$ を超える場合に限る。）

(キ) 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の $1/2$ を超える場合に限る。）

(ク) 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の $1/3$ を超える場合に限る。）

i 国の機関

ii 地方公共団体

iii 独立行政法人

iv 国立大学法人又は大学共同利用機関法人

v 地方独立行政法人

vi 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

イ 各役員と特殊の関係がある者

(ア) 役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(イ) 当該役員の使用人

(ウ) 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(エ) (イ) 及び (ウ) に掲げる者の配偶者

(オ) (ア) から (ウ) に掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(カ) 当該役員が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の $1/3$ を超える場合に限る。）

(キ) 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計

数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の $1/2$ を超える場合に限る。)

(2) 理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者が理事総数の $1/3$ を超えて含まれてはならないこととする。ただし、各理事の配偶者及び三親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者の上限は、3人である(新法第44条第6項及び新規則第2条の10)。

ア 理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ 理事の使用人(秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者)

ウ 理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

エ イ及びウに掲げる者の配偶者

オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

カ 理事が役員・業務を執行する社員(主に社団の社員を指す。)である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の $1/3$ を超える場合に限る。)

キ 第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者

※ 「当該団体の職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の $1/3$ を超える場合に限る。

(3) 監事について

監事は、その業務の性質上、法人の業務執行から独立した地位を保証する必要があることから、各役員の配偶者又は三親等以内の親族その他以下の各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならないものとする(新法第44条第7項及び新規則第2条の11)。

ア 役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ 役員の使用人(秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者)

ウ 役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

エ イ及びウに掲げる者の配偶者

オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

カ 理事が役員・業務を執行する社員(主に社団の社員を指す。)である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法

人の監事」の総数の1／3を超える場合に限る。)

キ 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該監事」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の合計数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の1／3を超える場合に限る。)

ク 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の1／2を超える場合に限る。)

ケ (1)ア(ク)の団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(「当該団体の職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の1／3を超える場合に限る。)

2 計算に関する事項について

新法では、計算書類の作成や決算の手續について、一般財団法人等の規定を参考に、「計算」の節を設け、会計の原則、会計帳簿、計算書類等に関する規定を整備している。社会福祉法人における会計処理や、会計帳簿、計算書類、その附属明細書及び財産目録の記載事項等については、社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)に規定しているが、その他の計算書類の作成や決算の手續については、新規則に規定することとしている(新規則第2条の26から第2条の42まで)。

(1) 計算関係書類(計算書類及びその附属明細書をいう。以下同じ。)の監査

ア 会計監査人設置社会福祉法人以外の社会福祉法人における監査

監事は、計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況の重要な点を適正に表示しているかどうか等について監査報告を作成し、理事に通知する(新規則第2条の27及び第2条の28)。

イ 会計監査人設置社会福祉法人における監査

会計監査人による監査証明の対象となる計算関係書類及び財産目録の範囲については、以下のとおりである。

(ア) 法人単位の計算書類(法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書)(新規則第2条の30第1項第2号)

(イ) (ア)に対応する附属明細書(借入金明細書、寄附金収益明細書、補助金事業等収益明細書、基本金明細書及び国庫補助金等特別積立

金明細書に限る。)の項目(新規則第2条の30第1項第2号)

(ウ) 法人単位貸借対照表に対応する財産目録の項目(新規則第2条の22)

会計監査報告の内容については、一定の期限内に監事及び理事に通知する(新規則第2条の32)。

監事は、会計監査人の監査の方法又は結果等について監査報告を作成し、理事及び会計監査人に通知する(新規則第2条の31及び第2条の34)。

(2) 事業報告及びその附属明細書の作成及び監査

監事は、事業報告及びその附属明細書について、当該社会福祉法人の状況を正しく示しているか、理事の職務遂行に不正行為や法令又は定款への違反がないか等を監査し、理事に通知する(新規則第2条の36、第2条の37)。

(3) 財産目録の監査

計算書類等に係る新法第45条の28から第45条の31まで及び新規則第2条の26から第2条の39までの規定を準用する(新規則第2条の40)。

3 社会福祉充実計画に関する事項について

(1) 事業継続に必要な財産について

社会福祉法人は、毎会計年度、前会計年度の末日(以下「基準日」という。)に保有する純資産から、基準日において現に行っている事業を継続するために必要な以下の財産の合計額を控除し、社会福祉充実残額を算出する(新法第55条の2第1項、新規則第6条の14)。

ア 社会福祉事業、公益事業及び収益事業の実施に必要な財産

イ アの財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産

ウ 当該会計年度において、アの事業の実施のため最低限必要となる運転資金

ただし、アの財産の算定に当たっては、法第55条の2第1項第1号に規定する貸借対照表の負債の部に計上した額のうちアの財産に相当する額(対応負債)を控除しなければならないものとする。(新規則第6条の14第2項)

(2) 社会福祉充実計画の策定について

(1)で社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人は、既存事業の拡充又は新規事業に活用するため、①社会福祉事業又はそれに類する事業(社会福祉事業の定員に満たない公益事業をいう。)、②地域公益事業(公益事業のうち、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものをいう。)、③その他の公益事業の順に実施を検討の上(新法

第 55 条の 2 第 4 項)、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を受けなければならない。

社会福祉充実計画の策定に当たっては、社会福祉法人は、事業費及び社会福祉充実残額について、その算定過程を中心に、財務に関する専門的な知識経験を有する公認会計士、税理士、監査法人又は税理士法人に意見を聴くとともに、地域公益事業を行う場合には、当該事業の内容及び事業区域における需要について、関係機関との連携等も視野に、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴き、これらの意見を聴取したことを証する書類を添付して、社会福祉充実計画の承認申請を行うこととなる（新法第 55 条の 2 第 5 項及び第 6 項、新規則第 6 条の 13 及び 6 条の 17）。

(3) 社会福祉充実計画の変更

社会福祉法人は、所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、当該変更がアからエまでに該当しない軽微な変更である場合を除き、所轄庁の承認を受けなければならない（新法第 55 条の 3、新規則第 6 条の 19）。

ア 社会福祉充実事業の種類の変更

イ 社会福祉充実事業の実施区域の変更（変更前後の実施区域が同一の市町村の区域内である場合を除く。）

ウ 社会福祉充実事業の実施期間の変更（変更前後の実施年度が同一である場合を除く。）

エ アからウまでの変更のほか、社会福祉充実計画の重要な変更

(4) その他

社会福祉充実計画に関する詳細については、後日通知することとしている。

4 情報の公開等について

- (1) 社会福祉法人の運営の状況について、公益財団法人等と同等以上の事業運営の透明性を確保するため、閲覧対象者を利害関係者から国民に拡大することとしているが、インターネットの利用により公表する書類は、定款、役員報酬基準、計算書類、役員等名簿のほか、事業の概要その他新法第 45 条の 34 第 1 項に規定する毎会計年度終了後 3 月以内に備え置くものとされている書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする（新法第 59 条の 2 並びに新規則第 10 条第 1 項及び第 3 項）。

なお、社会福祉法人が、行政機関（厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。）及び独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された財務諸表等開示システムを利用し、所轄庁に計算書類等の

届出を行い、行政機関等がその公表を行うときは、社会福祉法人において公表を行ったものとみなすことができるものとする（新規則第9条第3号及び第10条第2項）。

- (2) 社会福祉法人が、毎会計年度終了後三月以内に作成し、備え置く書類は、財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類のほか、以下の事項等を記載した書類とする（新法第45条の34第1項第4号、新規則第2条の41）。

ア 社会福祉法人に関する基本情報

イ 終了した会計年度（以下「前会計年度」という。）の翌会計年度（以下「当会計年度」という。）の初日における評議員、役員及び職員の状況並びに前会計年度及び当会計年度の会計監査人の状況

ウ 前会計年度における評議員会、理事会、監事の監査及び会計監査の状況並びに事業等の概要

エ 前会計年度末における社会福祉充実残額及びその算定の根拠並びに社会福祉充実計画の策定及び進捗の状況

5 福祉人材センターの業務の見直しに関する事項について

- (1) 介護福祉士が離職した場合、社会福祉事業等に従事しなくなった場合又は介護福祉士の登録を受けた後、社会福祉事業等に直ちに従事する見込みがない場合は、以下の事項を都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）に届け出るよう努めなければならないこととする（新法第95条の3第1項、新規則第29条の3）。

ア 氏名、生年月日及び住所

イ 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報

ウ 介護福祉士登録簿の登録番号及び登録年月日

エ 就業に関する状況

- (2) 介護福祉士が離職した場合の届出及び離職した際に届け出た事項の変更の届出は、電子情報処理組織（都道府県センターの使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合においては、新法第99条に規定する中央福祉人材センターを経由して行うものとする（新法第95条の3第1項及び第2項、新規則第29条の4）。

- (3) (1)及び(2)の届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うように努める者について、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30

号) 第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校及び都道府県知事の指定した養成施設並びに同条第 4 号に規定する学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づく高等学校及び中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものの設置者とする (新法第 95 条の 3 第 3 項、新規則第 29 条の 5)。

(4) 都道府県センターが新法第 94 条各号 (第 6 号を除く。) に掲げる業務の一部を委託することができる者について、当該業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県センターが認めるものとする (新法第 95 条の 5 第 1 項、新規則第 26 条の 9)。

二 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正等について

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成19年法律第 125号) の施行により、平成29年度から、養成施設卒業者も介護福祉士の資格を取得するために介護福祉士試験の合格が必要となるが、平成29年度から平成33年度までに養成施設を卒業した者 (以下「特例対象者」という。) については、国家試験に合格しなくても、卒業年度の翌年度から 5 年の間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置を設けている。

この経過措置について、特例対象者であって、育児休業、介護休業その他これらに準ずる次の休業をしたものについては、5 年に休業の期間を加えた期間は、介護福祉士の資格を有する者とする (社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令 (平成23年厚生労働省令第132号) による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和62年厚生省令第49号) 附則第 2 条)。

ア 育児休業に後続する休業

イ 介護休業に後続する休業

ウ 災害、疾病その他やむを得ない理由による休業

三 その他所要の規定の整備

社会福祉法人会計基準その他関係省令について、所要の規定の整備を行う。

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百四十九号

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第十条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第三条）

第二章 経過措置（第四条）

附則

第一章 関係政令の整備等

（社会福祉法施行令の一部改正）

第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「第二十六条の二」を「第二十七条」に改め、同条第一号中「理事、監事、評議員」を「評議員、理事、監事」に改める。

第十三条の二の次に次の十七条を加える。

（特定社会福祉法人等の基準）

第十三条の三 法第三十七条及び第四十五条の十三第五項の政令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。

一 最終会計年度（各会計年度に係る法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十第二項の承認（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、法第四十五条の二十八第三項の承認）を受けた場合における当該会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた収支計算書（法第四十五条の三十一前段に規定する場合に

あつては、同条の規定により定時評議員会に報告された収支計算書に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。

二 最終会計年度に係る法第四十五条の第三十二項の承認を受けた貸借対照表（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第四十五条の二十七第一項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。

（社会福祉法人に関する読替え）

第十三条の四 法第四十三條第三項（法第四十六條の二十一の規定により適用する場合を含む。）において社会福祉法人について一般財団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十四条第三項及び第四項の規定を準用する場合においては、同条第三項中「第三十八條第一項第一号」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において準用する第百八十一条第一号」と、同条第四項中「第七十一条第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の五第一項」と読み替えるものとする。

（評議員に関する読替え）

第十三条の五 法第四十五条の八第四項（法第四十六條の二十一の規定により適用する場合を含む。）において評議員について一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「第百八十二条第一項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において準用する第百八十二条第一項」と読み替えるものとする。

（電磁的方法による通知の承諾等）

第十三条の六 法第四十五条の九第十項（法第四十六條の二十一の規定により適用する場合を含む。）及び次条において読み替えて準用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十二条第二項の規定により電磁的方

法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2

前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（評議員会の招集に関する読替え）

第十三条の七 法第四十五条の九第十項（法第四十六條の二十一の規定により適用する場合を含む。）において評議員会の招集について一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十一条第二項並びに第百八十二条第一項及び第二項の規定を準用する場合においては、同法第百八十一条第二項中「前条第二項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第五項」と、同法第百八十二条第一項中「第百八十条第二項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の九第五項」と、同条第二項中「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（社会福祉法第三十四条の二第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。）」と読み替えるものとする。

（評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する読替え）

第十三条の八 法第四十五条の十二において評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「第七十五条第一項（第百七十七条及び第二百十條第四項において準用する場合を含む。）又は」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条第一項若しくは第四十五条の六第一項又は同法第四十六条の七第三項において準用する第七十五条第一項若しくは」と読み替えるものとする。

（理事会への報告に関する読替え）

第十三条の九 法第四十五条の十四第九項において理事会への報告について一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「第九十一条第二項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十六第三項」と読み替えるものとする。

（監事に関する読替え）

第十三条の十 法第四十五条の十八第三項において監事について一般財団法人及び一般財団法人に関する法律百一条第二項及び第百四条第一項の規定を準用する場合においては、同法第百一条第二項中「第九十三条第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十四第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた理事」と、同法第百四条第一項中「第七十七条第四項及び第八十一条」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十七第一項」と読み替えるものとする。

（会計監査人に関する読替え）

第十三条の十一 法第四十五条の十九第六項において会計監査人について一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第百九条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「第百七条第一項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十九第一項」と読み替えるものとする。

（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に関する読替え）

第十三条の十二 法第四十五条の二十第四項において役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任について一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五條第四項第三号及び第百十六條第一項の規定を準用する場合においては、同号中「第百十一条第一項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十第一項」と、同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（清算人に関する読替え）

第十三条の十三 法第四十六条の十第四項において清算人について一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条、第八十五条及び第八十八条第二項の規定を準用する場合においては、同法第八十一条中「第七十七条第四項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第七項において準用する第七十七条第四項」と、同法第八十五条中「監事設置一般財団法人」とあるのは「監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。第八十八条第二項において同じ。）」と、同法第八十八条第二項中「監事設置一般財団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と読み替えるものとする。

（清算人の清算法人に対する損害賠償責任に関する読替え）

第十三条の十四 法第四十六条の十四第四項において清算人の法第四十六条の四に規定する清算法人（第十三条の十七において「清算法人」という。）に対する損害賠償責任について一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第百十六條第一項の規定を準用する場合においては、同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（清算人会設置法人に関する読替え）

第十三条の十五 法第四十六条の十七第十項において法第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人（次条において「清算人会設置法人」という。）について一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条の規定を準用する場合においては、同条の見出し中「理事会設置一般財団法人」とあるのは「清算人会設置一般財団法人」と、同条第一項中「理事会設置一般財団法人」とあるのは「清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。）」と、「第八十四条」とあるのは「同法第四十六条の十第四項において準用する第八十四条」と、同条第二項中「理事会設置一般財団法人」とあるのは「清算人会設置法人」と、「第八十四条第一項各号」とあるのは「社会福祉法第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項各号」と読み替えるものとする。

（清算人会の運営に関する読替え）

第十三条の十六 法第四十六条の十八第五項において清算人会設置法人における清算人会の決議について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定を準用する場合においては、同条中「理事会設置一般社団法人」とあるのは、「清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）」と読み替えるものとする。

2 法第四十六条の十八第六項において清算人会設置法人における清算人会への報告について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「第九十一条第二項」とあるのは、「社会福祉法第四十六条の十七第九項」と読み替えるものとする。

（清算人又は清算人会に関する読替え）

第十三条の十七 法第四十六条の二十一の規定により清算人又は清算人会について法第四十五条の十八第三項の規定を適用する場合においては、同項中「第一百条」とあるのは「第一百条中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）」と、同法第一百条第二項中「第九十三条第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法第四十六条の十八第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた清算人」と、同法第一百条」と、「第一百五十五条中」とあるのは「第一百条第一項中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。）」以下の項及び第一百六条において同じ。の」と、「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と、同法第一百五十五条中」と、「読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」とあるのは「同法第一百六条中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と読み替えるものとする」とする。

（社会福祉法人の解散及び清算に関する読替え）

第十三条の十八 法第四十七条の七において社会福祉法人の解散及び清算について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十九条第二号及び第二百九十三条第一号の規定を準用する場合においては、同法第二百八十九條第二号中「第七十五条第二項（第七十七條において準用する場合を含む。）」、第七十九條第二項（第七十九條七十七條において準用する場合を含む。）」若しくは第七十五條第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人、第二百十條第四項」とあるのは「清算人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の七第三項」と、若しくは第二百十四條第七項において準用する第七十九條第二項の規定」とあるのは「の規定」と、「代表清算人」とあるのは「監事の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において準用する第七十五條第二項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の十一第七項において準用する第七十九條第二項の規定により選任された一時代表清算人」と、「検査役又は第二百六十二條第二項の管理人」とあるのは「又は検査役」と、同法第二百九十三條第一号中「第二百八十九條第二号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人」とあるのは「清算人」と、「同号」とあるのは「社会福祉法第四十七条の七において準用する第二百八十九條第二号」と、「若しくは代表清算人」とあるのは「監事、評議員若しくは代表清算人」と、「第二百三十五條第一項」とあるのは「同法第四十六条の三十二條第一項」と、「第二百四十一條第二項」とあるのは「同法第四十七條の三第二項」と読み替えるものとする。

（社会福祉法人の合併の無効の訴えに関する読替え）

第十三条の十九 法第五十五条において社会福祉法人の合併の無効の訴えについて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十四條第二項第二号及び第三号、第二百六十

九条第二号及び第三号並びに第二百七十五条第一項第一号及び第二号の規定を準用する場合においては、同法第二百六十四條第二項第二号中「吸収合併存続法人」とあるのは「吸収合併存続社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。第二百六十九條第二号及び第二百七十五條第一項第一号において同じ。）」と、同項第三号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人（社会福祉法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。第二百六十九條第三号及び第二百七十五條第一項第二号において同じ。）」と、同法第二百六十九條第二号中「吸収合併存続法人」とあるのは「吸収合併存続社会福祉法人」と、同条第三号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人」と、同法第二百七十五條第一項第一号中「吸収合併存続法人」とあるのは「吸収合併存続社会福祉法人」と、同項第二号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人」と読み替えるものとする。

第十四條第一項中「同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）」を「電磁的方法」に改める。

第二條 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「二月」を「三月」に改める。

別表社会福祉法人の項登記事項欄中「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」を削る。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特則措置等に関する政令の一部改正）

第三條 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特則措置等に関する政令（昭和四十七年政令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第七十條第三項第二十三号中「第三十六條第四項」を「第四十條第一項（同法第四十四條第一項及び第四十六條の六第六項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二章 経過措置

第四条 社会福祉法等の一部を改正する法律附則第十條の政令で定める基準を超えない社会福祉法人は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する会計年度に係る同法第二條の規定による改正前の社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十九條の規定により所轄庁に届け出た収支計算書に基づいて当該会計年度における社会福祉事業並びに社会福祉法第二十六條第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額（次項において「平成二十七年社会福祉事業等関連経常収益額」という。）が四億円を超えない社会福祉法人とする。

2 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に設立された社会福祉法人については、平成二十七年社会福祉事業等関連経常収益額は零であるものとして、前項の規定を適用する。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第二條の規定による改正後の組合等登記令第三條第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更に係る登記については、なお従前の例による。

3 社会福祉法等の一部を改正する法律附則第十五條の規定によりなお従前の例によることとされた社会福祉法人の理事の代表権の範囲又は制限に関する定めに係る登記については、なお従前の例による。

法務大臣 金田 勝年
厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百四十九号）	新旧対照条文	目次
○ 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○ 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	14
○ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	16

改 正 案	現 行
（略）	（社会福祉法人の収益を充てることができる公益事業） 第十三条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。 一 法第二条第四項第四号に掲げる事業 二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十六項に規定する介護予防支援事業 三 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を営営する事業 四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を営営する事業 五 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第二号又は第三号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を営営する事業 六 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を営

(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者)

第十三条の二 法第二十七条の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員
- 二 五 (略)

(特定社会福祉法人等の基準)

第十三条の三 法第三十七条及び第四十五条の十三第五項の政令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。

- 一 最終会計年度(各会計年度に係る法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十第二項の承認(法第四十五

営する事業

七 前各号に掲げる事業に準ずる事業であつて厚生労働大臣が定めるものの

(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者)

第十三条の二 法第二十六条の二の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者
- 五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

(新設)

条の三十一前段に規定する場合にあつては、法第四十五条の二十八第三項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた収支計算書（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された収支計算書）に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。

二 最終会計年度に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた貸借対照表（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第四十五条の二十七第一項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。

（社会福祉法人に関する読替え）

第十三条の四 法第四十三条第三項（法第四十六条の二十一の規定により適用する場合を含む。）において社会福祉法人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十四条第三項及び第四項の規定を準用する場合においては、同条第三項中「第三十八条第一項第一号」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において準用する第百八十一条第一項

（新設）

「第一号」と、同条第四項中「第七十一条第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の五第一項」と読み替えるものとする。

（評議員に関する読替え）

第十三条の五 法第四十五条の八第四項（法第四十六条の二十一の規定により適用する場合を含む。）において評議員について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十六条第一項の規定を準用する場合に
おいては、同項中「第百八十二条第一項」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において準用する第百八十二条第一項」と読み替えるものとする。

（電磁的方法による通知の承諾等）

第十三条の六 法第四十五条の九第十項（法第四十六条の二十一の規定により適用する場合を含む。）及び次条において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十二条第二項の規定により電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはな

（新設）

（新設）

らない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（評議員会の招集に関する読替え）

第十三条の七 法第四十五条の第九十項（法第四十六条の二十一の規定により適用する場合を含む。）において評議員会の招集について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十一条第二項並びに第百八十二条第一項及び第二項の規定を準用する場合においては、同法第百八十一条第二項中「前条第二項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第五項」と、同法第百八十二条第一項中「第百八十条第二項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の九第五項」と、同条第二項中「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（社会福祉法第三十四条の二第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。）」と読み替えるものとする。

（評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する読替え）

第十三条の八 法第四十五条の十二において評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「第七十五条第一項（第百七十七条及び第二百十条第四項において準用する場合を含む。）又は」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十二条第一項若しくは第四十五条の六第一

（新設）

（新設）

項又は同法第四十六条の七第三項において準用する第七十五条第一項若しくは」と読み替えるものとする。

(理事会への報告に関する読替え)

第十三条の九 法第四十五条の十四第九項において理事会への報告について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「第九十一条第二項」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十六第三項」と読み替えるものとする。

(監事に関する読替え)

第十三条の十 法第四十五条の十八第三項において監事について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第二項及び第四百四条第一項の規定を準用する場合においては、同法第一百一条第二項中「第九十三条第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十四第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた理事」と、同法第四百四条第一項中「第七十七条第四項及び第八十一条」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十七第一項」と読み替えるものとする。

(会計監査人に関する読替え)

第十三条の十一 法第四十五条の十九第六項において会計監査人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九条第一項の規定を準

(新設)

(新設)

(新設)

用する場合においては、同項中「第百七条第一項」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十九第一項」と読み替えるものとする。

（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に関する読替え）

第十三条の十二 法第四十五条の二十四第四項において役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第四項第三号及び第百十六条第一項の規定を準用する場合においては、同号中「第百十一条第一項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十第一項」と、同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（清算人に関する読替え）

第十三条の十三 法第四十六条の十第四項において清算人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条、第八十五条及び第八十八条第二項の規定を準用する場合においては、同法第八十一条中「第七十七条第四項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第七項において準用する第七十七条第四項」と、同法第八十五条中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人

（新設）

（新設）

をいう。第八十八条第二項において同じ。」と、同法第八十八条第二項中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と読み替えるものとする。

（清算人の清算法人に対する損害賠償責任に関する読替え）

第十三条の十四 法第四十六条の十四第四項において清算人の法第四十六条の四に規定する清算法人（第十三条の十七において「清算法人」という。）に対する損害賠償責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十六条第一項の規定を準用する場合には、同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（清算人会設置法人に関する読替え）

第十三条の十五 法第四十六条の十七第十項において法第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人（次条において「清算人会設置法人」という。）について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条の規定を準用する場合には、同条の見出し中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人」と、同条第一項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。）」と、「第八十四条」とあるのは「同法第四十六条の十第四項において準用する第八十四条」と、同条

（新設）

（新設）

第二項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人」と、「第八十四条第一項各号」とあるのは「社会福祉法第四十六条の第十四項において準用する第八十四条第一項各号」と読み替えるものとする。

（清算人会の運営に関する読替え）

第十三条の十六 法第四十六条の十八第五項において清算人会設置法人における清算会の決議について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定を準用する場合には、同条中「理事会設置一般社団法人」とあるのは、「清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）」と読み替えるものとする。

2 法第四十六条の十八第六項において清算人会設置法人における清算人会への報告について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第二項の規定を準用する場合には、同項中「第九十一条第二項」とあるのは、「社会福祉法第四十六条の十七第九項」と読み替えるものとする。

（清算人又は清算人会に関する読替え）

第十三条の十七 法第四十六条の二十一の規定により清算人又は清算人会について法第四十五条の十八第三項の規定を適用する場合には、同項中「第一百条」とあるのは「第一百条中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十

（新設）

（新設）

五号)第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。」
と、同法第一百一条第二項中「第九十三条第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法第四十六条の十八第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた清算人」と、同法第二百二条「と、」第百五条中」とあるのは「第百三条第一項中「監事設置一般社団法人の」とあるのは「監事設置清算法人(社会福祉法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。以下この項及び第百六条において同じ。)」の」と、「監事設置一般社団法人に」とあるのは「監事設置清算法人に」と、同法第百五条中」と、「読み替えるものとする」ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」とあるのは「、同法第百六条中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と読み替えるものとする」とする。

(社会福祉法人の解散及び清算に関する読替え)

第十三条の十八 法第四十七条の七において社会福祉法人の解散及び清算について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十九条第二号及び第二百九十三条第一号の規定を準用する場合には、同法第二百八十九条第二号中「第七十五条第二項(第百七十七条において準用する場合を含む。)、第七十九条第二項(第百九十七条において準用する場合を含む。)」若しくは第百七十五条第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人、第二百十條第四項」とあるのは「清算人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の七第三項」と、「若しくは第二百十四

(新設)

条第七項において準用する第七十九条第二項の規定」とあるのは「の規定」と、「代表清算人」とあるのは「監事の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において準用する第七十五条第二項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の十一第七項において準用する第七十九条第二項の規定により選任された一時代表清算人」と、「検査役又は第二百六十二条第二項の管理人」とあるのは「又は検査役」と、同法第二百九十三条第一号中「第二百八十九条第二号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人」とあるのは「清算人」と、「同号」とあるのは「社会福祉法第四十七条の七において準用する第二百八十九条第二号」と、「若しくは代表清算人」とあるのは「監事、評議員若しくは代表清算人」と、「第二百三十五条第一項」とあるのは「同法第四十六条の三十二第一項」と、「第二百四十一条第二項」とあるのは「同法第四十七条の三第二項」と読み替えるものとする。

（社会福祉法人の合併の無効の訴えに関する読替え）

第十三条の十九 法第五十五条において社会福祉法人の合併の無効の訴えについて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十四条第二項第二号及び第三号、第二百六十九条第二号及び第三号並びに第二百七十五条第一項第一号及び第二号の規定を準用する場合においては、同法第二百六十四条第二項第二号中「吸収合併存続法人」とあるのは「吸収合併存続社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。第二百六十九

（新設）

条第二号及び第二百七十五条第一項第一号において同じ。）」と、同項第三号中「新設合併設立社会福祉法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人（社会福祉法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。第二百六十九条第三号及び第二百七十五条第一項第二号において同じ。）」と、同法第二百六十九条第二号中「吸収合併存続法人」とあるのは「吸収合併存続社会福祉法人」と、同条第三号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人」と、同法第二百七十五条第一項第一号中「吸収合併存続法人」とあるのは「吸収合併存続社会福祉法人」と、同項第二号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人」と読み替えるものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十四条 社会福祉事業の経営者は、法第七十七条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 （略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第十四条 社会福祉事業の経営者は、法第七十七条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た社会福祉事業の経営者は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、法第七十七条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(運営適正化委員会の委員の定数及び選任)

第十五条 法第八十三条に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）の委員（第四項及び第五項並びに第二十四条を除き、以下単に「委員」という。）の定数は、福祉サービス利用援助事業に関する助言又は勧告及び福祉サービスに関する苦情の解決の相談、助言、調査又はあつせんの事務を第二十条第一項に規定する合議体が適切に行うために必要かつ十分なものとして、都道府県社会福祉協議会が定める数とする。

2 都道府県社会福祉協議会は、前項に規定する定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

3 委員は、都道府県社会福祉協議会に置かれる選考委員会の同意を得て、都道府県社会福祉協議会の代表者が選任する。

4 前項の選考委員会は、福祉サービスの利用者を代表する委員、社会福祉事業を営営する者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

5 第三項の選考委員会の委員は、都道府県社会福祉協議会の代表者が選任する。この場合においては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、住民、福祉サービスの利用者、社会福祉事業を営営する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

6 前三項に規定するもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

改 正 案			現 行		
社会福祉法人	(略)	3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。 別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）	（変更の登記） 第三条（略） 2 （略） 3 第一項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から二月以内にすれば足りる。 別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）	（変更の登記） 第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から二月以内にすれば足りる。 別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定
	(略)				
	(略)				

(略)	
(略)	号)
(略)	資産の総額

(略)	
(略)	号)
(略)	資産の総額 め)

○ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（沖縄法令による処分等の効力の承継等） 第七十条 （略）	（沖縄法令による処分等の効力の承継等） 第七十条 前条までに定めるもののほか、次に掲げる法律又はこれに基づく政令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ当該法律又はこれに基づく政令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。当該法律又はこれに基づく政令の規定に相当する沖縄法令の規定による免許証、許可証、名簿、手帳、診療録、譲渡証、調剤録、処方せんその他の書類についても、同様とする。 一から三まで 削除 四 栄養士法 五 予防接種法 六 削除 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 八 削除 九 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号） 十及び十一 削除 十二 調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号） 十三 食品衛生法 十四 理容師法

-
- 十五 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）
- 十六 興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）
- 十七 旅館業法
- 十八 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三十九号）
- 十九 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）
- 二十 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）
- 二十一 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）
- 二十二 と畜場法
- 二十三 美容師法
- 二十四 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）
- 二十五 保健師助産師看護師法
- 二十六 歯科衛生士法
- 二十七 医療法
- 二十八 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）
- 二十八の二 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和五十八年法律第八十三号）第二十二条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号。次項第十四号の二において「旧診療放射線技師及び診療エックス線技師法」という。）（診療エックス線技師に係る部分に限る。）
- 二十九 臨床検査技師等に関する法律
- 三十 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）
- 三十一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）
- 三十二 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）
-

三十三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

三十四 生活保護法

三十五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

三十六 老人福祉法

三十七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

三十八 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

三十九 児童扶養手当法

四十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）

四十一 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）

四十二 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）

四十三 旧厚生年金保険法

四十四 旧国民年金法

四十五 昭和六十年法律第三十四号附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）

2 この政令の規定により次の各号の法律による免許、許可等の処分を受けたものとみなされた場合において、沖縄法令において免許の取消し、営業の停止その他の不利益な処分の理由とされている事実でこれに相当する事実が当該各号に掲げる規定においてもこれらの不利益な処分の理由とされているものが、法の施行前にあつたとき（法第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが沖縄法令において不利益な処分の理由とされている事実）に該当する場合において、法の施行後

に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、それぞれ当該規定において不利益な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、当該規定を適用する。

一 栄養士法第五条

二 削除

三 調理師法第六条

四 食品衛生法第五十四条から第五十六条まで（同法第六十二条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）

五 理容師法第十条第二項及び第三項

六 旅館業法第八条

七 クリーニング業法第十二条

八 美容師法第十条第二項及び第三項

九 医師法第七条第二項

十 歯科医師法第七条第二項

十一 保健師助産師看護師法第十四条第一項及び第二項

十二 歯科衛生士法第八条第一項

十三 医療法第二十八条、第二十九条第一項及び第六十六条

十四 診療放射線技師法第九条第一項

十四の二 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧診療放射線技師及び診療エックス線技師法（次項第十号において「読み替えて適用される旧法」という。）第九条第二項（診療エックス

3 次の各号に掲げる規定において欠格事由とされている事実に相当する事実が法の施行前に沖縄においてあつたとき（法第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが当該事実の該当する場合において、法の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、当該規定において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなして、当該各号の法律を適用する。

一〇二十二（略）

ス線技師に係る部分に限る。）

- 十五 臨床検査技師等に関する法律第八条第一項
- 十六 毒物及び劇物取締法第十九条第四項
- 十七 麻薬及び向精神薬取締法第五十一条第一項
- 十八 薬事法第七十四条及び第七十五条第一項
- 十九 薬剤師法第八条第二項

3 次の各号に掲げる規定において欠格事由とされている事実に相当する事実が法の施行前に沖縄においてあつたとき（法第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが当該事実の該当する場合において、法の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、当該規定において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなして、当該各号の法律を適用する。

- 一 栄養士法第三条
- 二 理容師法第七条（第二号又は第三号に該当する場合に限る。）
- 三 旅館業法第三条第二項
- 四 美容師法第三条第二項（第二号又は第三号に該当する場合に限る。）
- 五 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条
- 六 医師法第四条
- 七 歯科医師法第四条
- 八 保健師助産師看護師法第九条
- 九 歯科衛生士法第四条

二十三 社会福祉法第四十条第一項（同法第四十四條第一項及び第四十六條の六第六項において準用する場合を含む。）	十 診療放射線技師法第四条（読み替えて適用される旧法第九条第四項において適用する場合を含む。） 十一 歯科技工士法第四条 十二 臨床検査技師等に関する法律第四条 十三 理学療法士及び作業療法士法第四条 十四 柔道整復師法第四条 十五 視能訓練士法第四条 十六 大麻取締法第五条第二項 十七 毒物及び劇物取締法第五条及び第六条の二第三項 十八 麻薬及び向精神薬取締法第三条第三項 十九 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十四条 二十 削除 二十一 薬事法第六条第一項（同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十八条第三項及び第三十条第二項 二十二 薬剤師法第五条 二十三 社会福祉法第三十六条第四項
---	--

○厚生労働省令第百六十八号

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百四十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

目次

第一章 関係省令の整備（第一条―第四条）

第二章 経過措置（第五条）

附則

第一章 関係省令の整備

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第一条 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十四条第二項第一号及び第二号並びに第三十七条第二項第二号を除き、以下「法人」という。」を削り、同項第二号中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項第四号を削り、同項に次の五号を加える。

四 評議員となるべき者及び役員（法第三十一条第一項第六号に規定する役員をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名

五 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第二条の七第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）、又は同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項

六 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の八第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、又は同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）、がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項

七 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第二条の十各号に規定する者（第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項

八 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の十一第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）、又は同条第九号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項

第二条第二項第一号中「法人」を「社会福祉法人」に改め、「基本財産、運用財産、公益事業用財産（法第二十六条第一項に規定する公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（同項に規定する収益事業を行う場合に限る。）をそれぞれ区分して記載したものとする。以下同じ。」を削り、同項第二号中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同条第六号中「役員」を「評議員となるべき者及び役員」に改め、同条第四項中「法人」を「社会福祉法人」に改める。

（電磁的記録）

第二条の二 法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第三十四条の二第二項第三号
- 二 法第三十四条の二第三項第二号
- 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四条第三項第二号
- 四 法第四十五条の十一第四項第二号
- 五 法第四十五条の十五第二項第二号
- 六 法第四十五条の十九第三項第二号
- 七 法第四十五条の二十五第二号
- 八 法第四十五条の三十二第三項第三号
- 九 法第四十五条の三十二第四項第二号
- 十 法第四十五条の三十四第三項第二号
- 十一 法第四十六条の二十第二項第二号
- 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号
- 十三 法第五十一条第二項第三号
- 十四 法第五十四条第二項第三号
- 十五 法第五十四条の四第三項第三号
- 十六 法第五十四条の七第二項第三号
- 十七 法第五十四条の十一第三項第三号

（電磁的方法）

第二条の四 法第三十四条の二第二項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第二条の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線と接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。

- 一 法第三十四条の二第四項
- 二 法第四十五条の十一第三項
- 三 法第四十五条の三十二第二項
- 四 法第四十五条の三十四第五項

（最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法）

第二条の六 令第十三条の三第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第七条の二第一項第二号ロ(1)に規定する法人単事業活動計算書の当年度決算(A)の項サービ活動収益計(1)欄に計上した額とする。

（評議員のうちの各評議員と特殊の関係がある者）

第二条の七 法第四十条第四項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該評議員の使用人
- 三 当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）
- 七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつていない当該社会福祉法人の評議員及び役員は、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
- 八 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

イ 国の機関
ロ 地方公共団体
ハ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
ニ 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
ホ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者)
第二条の八 法第四十条第五項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該役員の使用人
- 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六 当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）
 七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつてゐる当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。）

（補欠の役員の選任）

第二条の九 法第四十三条第二項の規定による補欠の役員の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第四十三条第二項の規定により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- 一 当該候補者が補欠の役員である旨
- 二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名
- 三 同一の役員（二人以上の役員の補欠として選任した場合にあつては、当該二人以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位
- 四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時評議員会の開始の時までとする。ただし、評議員会の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。

(理事のうちの各理事と特殊の関係がある者)

第二条の十 法第四十四条第六項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該理事の使用人
- 三 当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）

七 第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）
 (監事のうちの各役員と特殊の関係がある者)

（監事のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第二条の十一 法第四十四条第七項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該役員の使用人
- 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）
 七 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）

八 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつてゐる当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。）

九 第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）

（招集の決定事項）

第二条の十二 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）とする。

(社会福祉法施行令に係る電磁的方法)

第二条の十三 令第十三条の六第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - (1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 二 ファイルへの記録の方法

(理事等の説明義務)

第二条の十四 法第四十五条の十に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより社会福祉法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(評議員会の議事録)

第二条の十五 法第四十五条の十一第一項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第一項（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第四項において準用する場合を含む。）

ロ 法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第二項（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第四項において準用する場合を含む。）

ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二条

ニ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百五条第三項

ホ 法第四十五条の十九第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十九条第一項

ヘ 法第四十五条の十九第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十九条第二項

五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした者の氏名

ハ 評議員会の決議があつたものとみなされた日

二 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

ニ 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容

ロ 評議員会への報告があつたものとみなされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

(社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制)

第二条の十六 法第四十五条の十三第四項第五号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 職員がその職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(理事会の議事録)

第二条の十七 法第四十五条の十四第六項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第四十五条の十四第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第四十五条の十四第三項の規定により理事が招集したもの

ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第三項の規定により監事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条第二項

ロ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百条

ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第一項

六 法第四十五条の十四第六項の定款の定めがあるときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名

七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称

八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

四 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第四十五条の十四第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした理事の氏名

ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日

二 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

二 法第四十五条の十四第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 理事会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(電子署名)

第二条の十八 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第四十五条の十四第七項

二 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第四項

二 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報に当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(監査報告の作成)

第二条の十九 法第四十五条の十八第一項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

二 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該社会福祉法人の理事及び職員

二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該社会福祉法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

(監事の調査の対象)

第二条の二十 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百条に規定する厚生労働省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

(会計監査報告の作成)

第二条の二十一 法第四十五条の十九第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 当該社会福祉法人の理事及び職員

二 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

(会計監査人が監査する書類)

第二条の二十二 法第四十五条の十九第二項の厚生労働省令で定める書類は、財産目録(社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。)とする。

(責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法)

第二条の二十三 法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百三十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員等(法第四十五条の二十第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。)がその在職中に報酬 賞与その他の職務執行の対価(当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として社会福祉法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度(次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。)ごとの合計額(当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

イ 法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百三十三条第一項の評議員会の決議を行った場合 当該評議員会の決議の日

ロ 法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十四条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合 当該決議のあつた日

ハ 法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百五十五条第一項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日(二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員等が当該社会福祉法人から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員等のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

口 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数）

(1) 理事長 六

(2) 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者 四

(i) 理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(ii) 当該社会福祉法人の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。）

(iii) 当該社会福祉法人の職員

(3) 理事（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 二
（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）

第二条の二十四 法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十三条第四項（法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十四条第五項及び第十五条第五項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員等のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

（事業報告）

第二条の二十五 法第四十五条の二十七第二項の規定による事業報告及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該社会福祉法人の状況に関する重要な事項（計算関係書類（計算書類（法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書をいう。以下同じ。）の内容となる事項を除く。）

二 法第四十五条の十三第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

（計算関係書類の監査）

第二条の二十六 法第四十五条の二十八第一項及び第二項の規定による監査（計算関係書類（各事業年度に係るものに限る。以下この条から第二条の三十四までにおいて同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）については、この条から第二条の三十四までに定めるところによる。

2 前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

（監査報告の内容）

第二条の二十七 監事（会計監査人設置社会福祉法人（法第三十一条第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 監査報告を作成した日

2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に關して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

（監査報告の通知期限等）

第二条の二十八 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

（計算関係書類の提供）

第二条の二十九 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

（会計監査報告の内容）

第二条の三十 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 計算関係書類（社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（同省令第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）の項目に限る。以下この条及び第二条の三十二において同じ。）が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

口 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由
三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
四 追記情報

五 会計監査報告を作成した日

2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項
- 二 会計方針の変更
- 三 重要な偶発事象
- 四 重要な後発事象

(会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の内容)

第二十条の三十一 会計監査人設置社会福祉法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨）
- 三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつていないものを除く。）
- 四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- 五 監査のために必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
- 六 監査報告を作成した日

(会計監査報告の通知期限等)
第二十条の三十二 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
- 二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
- 三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日
- 2 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（第二十条の三十四において同じ。）。

- 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事

5 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（次条及び第二十条の三十四において同じ。）。

一 第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めたとき 当該通知を受ける監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事
(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

第二十条の三十三 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項
(会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の通知期限)
- 第二十条の三十四 会計監査人設置社会福祉法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。

一 会計監査報告を受領した日（第二十条の三十二第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

(事業報告等の監査)

第二十条の三十五 法第四十五条の二十八第一項及び第二項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。次条及び第二十条の三十七において同じ。）については、次条及び第二十条の三十七に定めるところによる。

(監査報告の内容)

第二十条の三十六 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- 三 当該社会福祉法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実
- 四 監査のために必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

五 第二十条の二十五第二項第二号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日
(監査報告の通知期限等)

第二十条の三十七 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 当該事業報告を受領した日から四週間を経過した日
- 二 当該事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
- 三 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知を受けない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事

二 前号に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

（計算書類等の評議員への提供）
第二条の三十八 法第四十五条の二十九の規定による計算書類及び事業報告並びに監査報告（会計監査人設置社会福祉法人にあつては、会計監査報告を含む。以下「提供計算書類等」という。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

2 定時評議員会の招集通知（法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十二条第一項又は第二項の規定による通知をいう。次項において同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供計算書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

3 理事は、計算書類又は事業報告の内容とすべき事項について、定時評議員会の招集通知を発売した日から定時評議員会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を評議員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。

（計算書類の承認の特則に関する要件）
第二条の三十九 法第四十五条の三十一に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 法第四十五条の三十一に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第二条の第三十

二 前号の会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でない」と認める意見がないこと。

三 法第四十五条の三十一に規定する計算書類が第二条の三十四第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

（財産目録）

第二条の四十 法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録は、定時評議員会（法第四

五条の三十一の規定の適用がある場合にあつては、理事会）の承認を受けなければならない。

2 法第四十五条の二十八から第四十五条の三十一まで及び第二条の二十六から第二条の三十九までの規定は、社会福祉法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

（事業の概要等）

第二条の四十一 法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他当該社会福祉法人に関する基本情報

二 当該終了した会計年度の翌会計年度（以下この条において「当会計年度」という。）の初日における評議員の状況

三 当会計年度の初日における理事の状況

四 当会計年度の初日における監事の状況

五 当該終了した会計年度（以下この条において「前会計年度」という。）及び当会計年度における会計監査人の状況

六 当会計年度の初日における職員の状況

七 前会計年度における評議員会の状況

八 前会計年度における理事会の状況

九 前会計年度における監事の監査の状況

十 前会計年度における会計監査の状況

十一 前会計年度における事業等の概要

十二 前会計年度末における社会福祉充実残額（法第五十五条の二第三項第四号に規定する社会福祉充実残額をいう。）並びに社会福祉充実計画（同条第一項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。）の策定の状況及びその進捗の状況

十三 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況

十四 第十二号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠

十五 事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあつては、事業計画

十六 その他必要な事項

（報酬等の支給の基準に定める事項）

第二条の四十二 法第四十五条の三十五第一項に規定する理事、監事及び評議員（以下この条において「理事等」という。）に対する報酬等（法第四十五条の三十四第一項第三号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。）の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

第三条第一項中「法人」を「社会福祉法人」に、「第四十三条」を「第四十五条の三十六第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同条第四項中「前条第三項」を「第二条第三項」に改める。

第四条第一項中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に改め、同項第二号中「第三十一条第一項第七号」を「第三十一条第一項第九号」に改め、同項第三号中「第三十一条第一項第十四号」を「第三十一条第一項第十五号」に改め、同条第二項中「第四十三条第三項」を「第四十五条の三十六第四項」に改める。

第五条第一項中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同条の次に次の十条を加える。

(清算人会設置法人以外の清算法人の業務の適正を確保するための体制)
第五条の二 法第四十六条の十第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 職員の仕事の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 四 清算人が二人以上ある清算法人(法第四十六条の四に規定する清算法人をいう。以下同じ。)である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。

3 監事設置清算法人(法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。以下同じ。)以外の清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、清算人が評議員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。

4 監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

- 一 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制
- 二 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項
- 三 監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 四 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(清算人会設置法人の業務の適正を確保するための体制)
第五条の三 法第四十六条の十七第六項第五号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 職員の仕事の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 四 清算人会設置法人(法第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。)が、監事設置清算法人以外のものである場合には、前項に規定する体制には、清算人が評議員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。

3 清算人会設置法人が、監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

- 一 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制
- 二 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項
- 三 監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 四 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 七 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(清算人会の議事録)
第五条の四 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項の規定による清算人会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 清算人会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
 清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 清算人会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない清算人、監事又は評議員が清算人会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- 二 清算人会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 法第四十六条の十八第二項の規定による清算人の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 法第四十六条の十八第三項の規定により清算人が招集したもの
 - ハ 法第四十六条の十九第一項の規定による評議員の請求を受けて招集されたもの
- 三 法第四十六条の十九第三項において準用する法第四十六条の十八第三項の規定により評議員が招集したもの

ホ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ヘ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第三項の規定により監事が招集したもの

三 清算人会の議事の経過の要領及びその結果
 決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算人があるときは、その氏名
 次に掲げる規定により清算人会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条
 ロ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第一項

ハ 法第四十六条の十七第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条第二項
 ニ 法第四十六条の十九第四項

六 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項の定款の定めがあるときは、代表清算人(法第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。以下の清算人であつて、清算人会に出席したもの)の氏名

七 清算人会に出席した評議員の氏名又は名称
 八 清算人会の議長が存するときは、議長の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、清算人会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- 一 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により清算人会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
 - イ 清算人会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした清算人の氏名
- ハ 清算人会の決議があつたものとみなされた日
- 二 議事録の作成に係る職務を行った清算人の氏名
- ニ 法第四十六条の十八第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定により清算人会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
 - イ 清算人会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ロ 清算人会への報告を要しないものとされた日
- ハ 議事録の作成に係る職務を行った清算人の氏名

第五條の五 (清算開始時の財産目録)

法第四十六条の二十二第一項の規定による財産目録の作成については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

第五條の六 (清算開始時の貸借対照表)

法第四十六条の二十二第一項の規定による貸借対照表の作成については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、法第四十六条の二十二第一項の財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第三号に掲げる部については、純資産を示す適当な名称を付すことができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

4 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付さなければならない。

5 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

第五條の七 (各清算事務年度に係る貸借対照表)

法第四十六条の二十四第一項に規定する貸借対照表は、各清算事務年度(同項に規定する各清算事務年度をいう。第五條の九第二項において同じ。)に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。

3 法第四十六条の二十四第一項に規定する貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

第五條の八 (各清算事務年度に係る事務報告)

法第四十六条の二十四第一項に規定する事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2 法第四十六条の二十四第一項に規定する事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

第五條の九 (清算法人の監査報告)

法第四十六条の二十五第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 清算法人の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算法人の財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該清算法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

四 清算人の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

第六條 (監査報告を作成した日)

3 特定監事は、第五條の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(特定清算人(次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。以下この条において同じ。)及び特定監事の間で合意した日がある場合にあつては、当該日)までに、特定清算人に対して、監査報告の内容を通知しなければならない。

一 この項の規定による通知を受ける清算人を定めた場合 当該通知を受ける清算人として定められた清算人

二 前号に掲げる場合以外の場合 第五條の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に関する職務を行つた清算人

4 第五條の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

5 前項の規定にかかわらず、特定監事が第三項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第五條の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないとき 全ての監事

三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事

第五條の十 (決算報告)

法第四十七条の二第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

三 残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額)

2 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。

第五條の十一 (吸収合併契約)

法第四十九条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 吸収合併がその効力を生ずる日
- 二 吸収合併消滅社会福祉法人(法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。)の職員の処遇

第六条第一項各号列記以外の部分中「法人」を「社会福祉法人」に、「第四十九条第二項」を「第五十条第三項又は法第五十四条の六第二項」に、「合併の認可」を「吸収合併（法第四十九条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第五十四条の五に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の認可」に、「合併の理由」を「吸収合併又は新設合併の理由」に改め、同項第一号中「第四十九条第一項」を「法第五十二条及び法第五十四条の二第一項又は法第五十四条の八」に改め、同項第二号中「合併後存続する法人又は合併により設立する法人」を「吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立社会福祉法人（法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。）」に改め、同項第三号中「合併する各法人」を「吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅社会福祉法人（法第五十四条の五第一号に規定する新設合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）」に改め、同項第四号中「合併後存続する法人又は合併により設立する法人」を「吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人」に改め、同号八中「役員となるべき者」を「評議員となるべき者及び役員となるべき者」に、「合併後存続する法人」を「吸収合併存続社会福祉法人」に、「役員となるべき者」を「評議員となるべき者又は引き続き役員となるべき者」に改め、同号二を次のように改める。

二 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第二条の七第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、又は同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、がいたるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類

ホ 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の八第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、又は同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、がいたるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類

ヘ 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第二条の十各号に規定する者（第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、がいたるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類

ト 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の十一第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、又は同条第九号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、がいたるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類

第六条第一項第五号を削り、同条の次に次の二十一を加える。

（吸収合併消滅社会福祉法人の事前開示事項）

第六条の二 法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款の定め

二 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項

イ 最終会計年度（各会計年度に係る法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十第二項の承認（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、法第四十五条の二十八第三項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅い

ものをいう。以下同じ。）に係る監査報告等（各会計年度に係る計算書類、事業報告及び監査報告（法第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。以下同じ。）の内容（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容）

ロ 最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産（社会福祉法人の財産をいう。以下同じ。）の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第十二条の評議員会の日（二週間前）の日（法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。）後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）、

三 吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十二条の評議員会の日（二週間前）の日後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）、

ロ 吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表

四 吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務（法第五十三条第一項第四号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）、の履行の見込みに関する事項

五 法第五十二条の評議員会の日（二週間前）の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（計算書類に関する事項）

第六条の三 法第五十三条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 公告対象法人（法第五十三条第一項第三号の吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合 その旨

二 公告対象法人が清算法人である場合 その旨

三 前二号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

2 前項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、百万円単位又は十億円単位をもつて表示するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人の財産の状態を的確に判断することができなくなるおそれがある場合には、第一項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、適切な単位をもつて表示しななければならない。

（吸収合併存続社会福祉法人の事前開示事項）

第六条の四 法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終会計年度に係る監査報告等の内容（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容）

ロ 最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の二第二項の評議員会の日（二週間前）（法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。）後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

二 吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人に限る。）が法第四十六条の二十二第一項の規定により作成した貸借対照表

三 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項

イ 吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の二第二項の評議員会の日（二週間前）の日後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表

四 吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務（法第五十四条の三第一項第四号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

五 法第五十四条の二第二項の評議員会の日（二週間前）の日後吸収合併の登記の日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（資産の額等）

第六条の五 法第五十四条の二第二項に規定する債務の額として厚生労働省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 吸収合併の直後に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

二 吸収合併の直前に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

2 法第五十四条の二第二項に規定する資産の額として厚生労働省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 吸収合併の直後に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

二 吸収合併の直前に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

（計算書類に関する事項）

第六条の六 法第五十四条の三第三項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 公告対象法人（法第五十四条の三第三項第三号の吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合 その旨

二 公告対象法人が清算法人である場合 その旨

三 前二号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

2 第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借対照表の要旨について準用する。

（吸収合併存続社会福祉法人の事後開示事項）

第六条の七 法第五十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 吸収合併の登記の日

二 吸収合併消滅社会福祉法人における法第五十三条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続社会福祉法人における法第五十四条の三の規定による手続の経過

四 吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が吸収合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第五十一条第一項の規定により吸収合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

（新設合併契約）

第六条の八 法第五十四条の五第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 新設合併がその効力を生ずる日

二 新設合併消滅社会福祉法人の職員の処遇

（新設合併消滅社会福祉法人の事前開示事項）

第六条の九 法第五十四条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 他の新設合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 最終会計年度に係る監査報告等の内容（最終会計年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容）

ロ 他の新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の八の評議員会の日（二週間前）の日（法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。）後新設合併消滅社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

二 他の新設合併消滅社会福祉法人（清算法人に限る。）が法第四十六条の二十二第一項の規定により作成した貸借対照表

三 当該新設合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の八の評議員会の日（二週間前）の日後新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表

四 新設合併設立社会福祉法人の成立の日以後における新設合併設立社会福祉法人の債務（他の新設合併消滅社会福祉法人から承継する債務を除き、法第五十四条の九第一項第四号の規定により新設合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

五 法第五十四条の八の評議員会の日（二週間前）の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(計算書類に関する事項)

第六条の十 法第五十四条の九第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 公告対象法人（法第五十四条の九第一項第三号の新設合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合 その旨

二 公告対象法人が清算法人である場合 その旨

三 前二号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

2 第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借対照表の要旨について準用する。

(新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項)

第六条の十一 法第五十四条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 新設合併設立社会福祉法人の成立の日

二 法第五十四条の九の規定による手続の経過

三 新設合併により新設合併設立社会福祉法人が新設合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

第六条の十二 法第五十四条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第五十四条の七第一項の規定により新設合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。

(社会福祉充実計画の承認の申請)

第六条の十三 法第五十五条の二第一項に規定する社会福祉充実計画の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによって行うものとする。

一 社会福祉充実計画を記載した書類

二 法第五十五条の二第五項に規定する者の意見を聴取したことを証する書類

三 法第五十五条の二第七項の評議員会の議事録

四 その他必要な書類

(控除対象財産額等)

第六条の十四 法第五十五条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、社会福祉法人が当該会計年度の前会計年度の末日において有する財産のうち次に掲げる財産の合計額をいう。

一 社会福祉事業、公益事業及び収益事業の実施に必要な財産

二 前号に掲げる財産のうち固定資産の再取得等に必要額に相当する財産

三 当該会計年度において、第一号に掲げる事業の実施のため最低限必要となる運転資金

2 前項第一号に規定する財産の算定に当たっては、法第五十五条の二第二項第一号に規定する貸借対照表の負債の部に計上した額のうち前項第一号に規定する財産に相当する額を控除しなければならないものとする。

(社会福祉充実計画の記載事項)

第六条の十五 法第五十五条の二第三項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに電話番号その他の連絡先

二 社会福祉充実事業（法第五十五条の二第三項第一号に規定する社会福祉充実事業をいう。以下同じ。）に関する資金計画

三 法第五十五条の二第四項の規定による検討の結果

四 法第五十五条の二第六項の規定に基づき行う意見の聴取の結果

五 その他必要な事項

(実施する事業の検討の結果)

第六条の十六 法第五十五条の二第四項の規定による同条第三項第一号に掲げる事項の記載は、社会福祉法人の設立の目的を踏まえ、同条第四項各号に掲げる事業の順にその実施について検討し、その検討の結果を記載することにより行うものとする。

(財務に関する専門的な知識経験を有する者)

第六条の十七 法第五十五条の二第五項の厚生労働省令で定める者は、監査法人又は税理士法人とする。

(承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請)

第六条の十八 法第五十五条の三第一項に規定する承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによって行うものとする。

一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類

二 第六条の十三第二号から第四号までに掲げる書類

(承認社会福祉充実計画における軽微な変更)

第六条の十九 法第五十五条の三第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものの以外のものとする。

一 社会福祉充実事業の種類の変更

二 社会福祉充実事業の事業区域の変更（変更前の事業区域と変更後の事業区域とが同一の市町村（特別区を含む。）の区域内である場合を除く。）

三 社会福祉充実事業の実施期間の変更（変更前の各社会福祉充実事業を実施する年度（以下「実施年度」という。）と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。）

四 前三号に掲げる変更のほか、社会福祉充実計画の重要な変更

第六条の二十 法第五十五条の三第二項に規定する軽微な変更に関する届出は、届出書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによって行うものとする。

一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類

二 その他必要な書類

(承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請)

第六条の二十一 法第五十五条の四に規定する承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請は、申請書に、承認社会福祉充実計画に記載された事業を行うことが困難である理由を記載した書類を添付して所轄庁に提出することによって行うものとする。

(様式)

第六条の二十二 第六条の十三、第六条の十八、第六条の二十及び前条に規定する書類は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

2 前項に掲げる書類の様式は、厚生労働省社会・援護局長が定める。

第八条第一項中「法人」を「社会福祉法人」に、「第十三条各号」を「第一条の四各号」に改める。

第九条を次のように改める。

(届出)

第九条 法第五十九条の規定による計算書類等及び財産目録等（以下「届出計算書類等」という。）の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 書面の提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。）

イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面二通の提供

ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面二通の提供

二 電磁的方法による提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。）

イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

三 届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関（厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。以下同じ。）及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）に規定する独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に関する統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法

第十条第一項中「第五十九条の第二項」を「第五十九条の第二項」に改め、同条第二項を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第三号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとみなす。

3 法第五十九条の第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

一 法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類

二 法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第二条の四十一第十四号及び第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）

第十条の次に次の二条を加える。

（調査事項）

第十条の二 法第五十九条の第二項、第三項及び第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

一 法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類の内容

二 法第四十五条の三十二第二項に規定する附属明細書のうち社会福祉法人会計基準第三十条第一項第十号に規定する拠点区分資金収支明細書及び同項第十一号に規定する拠点区分事業活動明細書の内容

三 法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録の内容

四 法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する書類（第二条の四十一第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）の内容

五 承認社会福祉充実計画の内容

六 その他必要な事項

（報告方法）

第十条の三 法第五十九条の第二項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的方法

二 第九条第三号に規定する情報処理システムに記録する方法

第十一條第二項第三号中「代表者」を「理事長」に改め、同項第六号中「役員」を「評議員又は役員」に改め、同項第八号を削り、同項第九号を第八号とする。

第十三条中「第六条第一項」の下に、「第六条の十三、第六条の二十、第六条の二十二」を加え、同条各号を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条第一号中「前条第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

第二十八條第一項中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項第二号中「代表者」を「理事長」に改め、同条第二項第三号中「役員」を「評議員及び役員」に、「住所及び略歴」を「住所並びに略歴」に改める。

第二十九条中「第九十三条第三項」を「第九十三条第四項」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める場合）

第二十九條の二 法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 社会福祉事業等に従事しなくなった場合

二 介護福祉士の登録を受けた後、社会福祉事業等に直ちに従事する見込みがない場合

（法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める事項）

第二十九條の三 法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名、生年月日及び住所

二 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報

三 介護福祉士登録簿の登録番号及び登録年月日

四 就業に関する状況

（届出の方法）

第二十九條の四 法第九十五条の三第一項及び第二項の規定による届出は、電子情報処理組織（都道府県センターの使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合においては、法第九十九条に規定する中央福祉人材センター（以下「中央センター」という。）を経由して行うものとする。

（法第九十五条の三第三項の厚生労働省令で定める者）

第二十九條の五 法第九十五条の三第三項の厚生労働省令で定める者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校及び都道府県知事の指定した養成施設並びに同条第四号に規定する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校及び中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものの設置者とする。

（法第九十五条の五第一項の厚生労働省令で定める者）

第二十九條の六 法第九十五条の五第一項の厚生労働省令で定める者は、法第九十四条各号（第六号を除く。）に掲げる業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県センターが認める者とする。

第三十一条中「前三条」を「第二十八条、第二十九条及び前条」に、「中央福祉人材センター」を「中央センター」に、「第九十三条第三項」を「第九十三条第四項」に改める。

第三十四条中「第二十八条から第三十条まで」を「第二十八条、第二十九条及び第三十条」に、「第九十三条第三項」を「第九十三条第四項」に改める。

第三十六条第一項中「理事（定款をもつて理事の代表権を制限しているときは、代表権を有する理事をいう。以下この条において同じ。）を「理事長」に改め、同条第二項中「理事」を「理事長」に改める。

第四十一条第十五号中「第六条第一項第四号二」を「第六条第一項第四号二からトまで」に改め、同条第二十一号を削る。

附則第七項中「法人」を「社会福祉法人」に、「第十号」を「第十一号」に改める。

第 号			社会福祉法（抄） 第五十六条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 4～11 （略） 第百三十三条 評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、第百三十条の二第一項第三号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行うべき者、同項第四号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者、同項第五号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行うべき者又は第百三十条の三第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 一～十一 （略） 十二 第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
平成 年 月 日交付	写真	厚生労働大臣、 都道府県知事、 市長 印	
職名	氏名	生年月日	

別記様式の裏面を次のように改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）	
第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。	
別表第一の表一社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項を次のように改める。	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号） 第三十四条の二第一項の規定による定款の備置き 第四十五条の十一第二項の規定による議事録の備置き 第四十五条の十一第三項の規定による議事録の写しの備置き 第四十五条の二十四第二項の規定による会計帳簿及び資料の保存 第四十五条の二十七第四項の規定による計算書類（同条第二項に規定する計算書類をいう）及びその附属明細書の保存 第四十五条の三十二第二項の規定による計算書類等の写しの備置き 第四十五条の三十四第一項の規定による財産目録等（同条第二項に規定する財産目録等をいう）及びその写しの備置き 第四十六条の二十二第四項の規定による財産目録等（同条第一項に規定する財産目録等をいう）の保存 第四十六条の二十四第三項の規定による貸借対照表及びその附属明細書の保存 第四十六条の二十六第一項の規定による貸借対照表等（同項に規定する貸借対照表等をいう）の備置き 第四十七条の三第一項及び第三項の規定による帳簿資料（同条第一項に規定する帳簿資料をいう）の保存
別表第二社会福祉法の項を削る。	社会福祉法 第三十四条の二第二項第二号の規定による定款の謄本又は抄本の交付 第四十五条の三十二第三項第二号の規定による計算書類等（同条第一項に規定する計算書類等をいう）の謄本又は抄本の交付 第四十六条の二十六第二項第二号の規定による貸借対照表等（同条第一項に規定する貸借対照表をいう）の謄本又は抄本の交付 第五十一条第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付
別表第三社会福祉法の項を削る。	
別表第四社会福祉法の項を次のように改める。	

第五十四条第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付
第五十四条の四第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付
第五十四条の七第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付
第五十四条の十一第三項第二号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付

第三條 (社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三條 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令 (平成二十三年厚生労働省令第百三十二号) の一部を次のように改正する。

第一条のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和六十二年厚生省令第四十九号) 第二十六條の改正規定の次に次のように加える。
第二十六條の三第二項第二号イ中「基本研修又は医療的ケアを修了している場合であつて、」を削る。

第一条のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十八條第一項第一号の改正規定を次のように改める。

第二十八條第一項第一号中「第三十九條第一号から第三号まで若しくは第四十條第二項第二号」を「第四十條第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「同項第一号」を「同項第四号」に改める。

第五條のうち厚生労働省組織規則 (平成十三年厚生労働省令第一号) 第七百十二条の改正規定中「同条第二十二條の四」を「同条第二十二號の四」に改める。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「施行期日」を付し、附則に次の一条を加える。

(法附則第六條の四の厚生労働省令で定める休業)

第二條 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成十九年法律第二百二十五号) 附則第六條の四の厚生労働省令で定める休業は、次に掲げる休業とする。

- 一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成三年法律第七十六号) 次号において「育児・介護休業法」という。第二條第一号に規定する育児休業に後続する休業であつて子の養育をするためにするもの
- 二 育児・介護休業法第二條第二号に規定する介護休業に後続する休業であつて同条第四号に規定する対象家族を介護するためにするもの
- 三 災害、疾病その他やむを得ない理由による休業

(社会福祉法人会計基準の一部改正)

第四條 社会福祉法人会計基準 (平成二十八年厚生労働省令第七十九号) の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

- 第一章 総則 (第一条―第二条の三)
- 第二章 会計帳簿 (第三条―第六条)
- 第三章 計算関係書類
 - 第一節 総則 (第七条―第十一条)
 - 第二節 資金収支計算書 (第十二条―第十八条)
 - 第三節 事業活動計算書 (第十九条―第二十四条)
 - 第四節 貸借対照表 (第二十五条―第二十八条)
 - 第五節 計算書類の注記 (第二十九条)
 - 第六節 附属明細書 (第三十条)
- 第四章 財産目録 (第三十一条―第三十四条)

第二条中「その附属明細書及び財産目録 (以下「計算書類等」という。)」を「及びその附属明細書 (以下「計算関係書類」という。))並びに財産目録」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(総額表示)

第二条の二 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、原則として総額をもつて表示しなければならない。

(金額の表示の単位)

第二条の三 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもつて表示するものとする。

第三章第一項中「第四十四條第三項」を「第四十五條の二十四第一項」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 計算関係書類

第七條の見出しを「(各会計年度に係る計算書類)」に改め、同条第一項中「社会福祉法人が作成しなければならない計算書類等は、」を「法第四十五條の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される」に改め、同項第一号及び第二号中「各会計年度に係る」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項第一号中「(法第二條第一項に規定する社会福祉事業又は法第二十六條第一項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。)」を削り、同項第二号中「(社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第七條の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(成立の日の貸借対照表)

第七條 法第四十五條の二十七第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、社会福祉法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成される次条第一項第一号イから二までに掲げるものとする。

2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める書類の作成を省略することができる。

- 一 事業区分 (法第二條第一項に規定する社会福祉事業又は法第二十六條第一項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。) が法第二條第一項に規定する社会福祉事業のみである場合 次条第一項第一号ロ
- 二 拠点区分 (社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。) の数が一である場合 次条第一項第一号ロ、ハ及びニ
- 三 事業区分において拠点区分の数が一である場合 次条第一項第一号ハ

第八條 削除

第九條 削除

第二十二條第四項中「場合」を「場合には」に改める。

第二十九條第一項第五号中「計算書類等」を「計算書類」に改め、同項第十五号中「純資産増減」を「純資産の増減」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

- 一 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者
- 二 前号に掲げる者の近親者
- 三 前二号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人
- 四 支配法人 (当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第六号において同じ。)
- 五 被支配法人 (当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。)
- 六 当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人

第二十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第四号及び第五号に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。

一 一の法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員

二 一の法人の職員

第三十条の見出し中「の構成」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「社会福祉法人が作成しなければならない附属明細書は次に掲げるとおり」を「法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるもの」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

第三章第七節の節名を削る。

第三十一条中「財産目録」を「法第四十五条の三十四第一項第一号の財産目録」に改め、「当該会計年度末現在」の下に「(社会福祉法人の成立の日における財産目録は、当該社会福祉法人の成立の日)」を加え、同条の前に次の章名を付する。

第四章 財産目録

第一号第一様式から第一号第三様式まで中「(第七条関係)」を「(第十七条第四項関係)」に改める。

第一号第四様式中「(第七条関係)」を「(第十七条第四項関係)」に改め、同様式勘定科目の項収入欄中「食費収入（一般）」を「食費収入（一般）
食費収入（特定）」と、「居住費収入（一般）」を「居住費収入（一般）
居住費収入（特定）」と、「補助金事業収入」を「補助金事業収入（公費）
補助金事業収入（一般）」と、「市町村特別事業収入」を「市町村特別事業収入（公費）
市町村特別事業収入（一般）」と、「受託事業収入」を「受託事業収入（公費）
受託事業収入（一般）」と、「入院診療収入」を「入院診療収入（公費）
入院診療収入（一般）」と、「外来診療収入」を「外来診療収入（公費）
外来診療収入（一般）」と、「訪問看護療養費収入」を「訪問看護療養費収入（公費）
訪問看護療養費収入（一般）」に改める。

第二号第一様式から第二号第三様式まで中「(第七条関係)」を「(第二十三条第四項関係)」に改める。

第二号第四様式中「(第七条関係)」を「(第二十三条第四項関係)」に改め、同様式勘定科目の項収益欄中「食費収益（一般）」を「食費収益（一般）
食費収益（特定）」と、「居住費収益（一般）」を「居住費収益（一般）
居住費収益（特定）」と、「補助金事業収益」を「補助金事業収益（公費）
補助金事業収益（一般）」と、「市町村特別事業収益」を「市町村特別事業収益（公費）
市町村特別事業収益（一般）」と、「受託事業収益」を「受託事業収益（公費）
受託事業収益（一般）」と、「入院診療収益」を「入院診療収益（公費）
入院診療収益（一般）」と、「外来診療収益」を「外来診療収益（公費）
外来診療収益（一般）」と、「訪問看護療養費収益」を「訪問看護療養費収益（公費）
訪問看護療養費収益（一般）」に改める。

第三号第一様式から第三号第四様式まで中「(第七条関係)」を「(第二十七条第四項関係)」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 資金収支計算書勘定科目（第十八条関係）
収入の部

事業活動による収入		
大 区 分	中 区 分	小 区 分
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入
		利用者負担金収入（公費）
		利用者負担金収入（一般）
	居宅介護料収入 （介護報酬収入）	
		介護報酬収入
		介護予防報酬収入
		介護負担金収入（公費）
		介護負担金収入（一般）
		介護予防負担金収入（公費）
		介護予防負担金収入（一般）
	地域密着型介護料収入 （介護報酬収入）	
		介護報酬収入
		介護予防報酬収入
		介護負担金収入（公費）
		介護負担金収入（一般）
		介護予防負担金収入（公費）
		介護予防負担金収入（一般）
	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入
		介護予防支援介護料収入
	介護予防・日常生活支援総合事業収入	事業費収入
		事業負担金収入（公費）
		事業負担金収入（一般）
	利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入
		居宅介護サービス利用料収入
		地域密着型介護サービス利用料収入
		食費収入（公費）

		食費収入（一般）
		食費収入（特定）
		居住費収入（公費）
		居住費収入（一般）
		居住費収入（特定）
		介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入
		その他の利用料収入
	その他の事業収入	補助金事業収入（公費）
		補助金事業収入（一般）
		市町村特別事業収入（公費）
		市町村特別事業収入（一般）
		受託事業収入（公費）
		受託事業収入（一般）
		その他の事業収入
（保険等査定減）		
老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入
		事業費収入
		その他の利用料収入
		その他の事業収入
	運営事業収入	管理費収入
		その他の利用料収入
		補助金事業収入（公費）
		補助金事業収入（一般）
		その他の事業収入
	その他の事業収入	管理費収入
		その他の利用料収入
		その他の事業収入
	児童福祉事業収入	措置費収入
事業費収入		

		私的契約利用料収入	
		その他の事業収入	補助金事業収入（公費）
			補助金事業収入（一般）
			受託事業収入（公費）
			受託事業収入（一般）
			その他の事業収入
	保育事業収入	施設型給付費収入	施設型給付費収入
			利用者負担金収入
		特例施設型給付費収入	特例施設型給付費収入
			利用者負担金収入
		地域型保育給付費収入	地域型保育給付費収入
			利用者負担金収入
		特例地域型保育給付費収入	特例地域型保育給付費収入
			利用者負担金収入
		委託費収入	
		利用者等利用料収入	利用者等利用料収入（公費）
			利用者等利用料収入（一般）
			その他の利用料収入
		私的契約利用料収入	
		その他の事業収入	補助金事業収入（公費）
			補助金事業収入（一般）
			受託事業収入（公費）
			受託事業収入（一般）
			その他の事業収入
	就労支援事業収入	（何）事業収入	
	障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入
			特例介護給付費収入
			訓練等給付費収入

			特例訓練等給付費収入
			地域相談支援給付費収入
			特例地域相談支援給付費収入
			計画相談支援給付費収入
			特例計画相談支援給付費収入
		障害児施設給付費収入	障害児通所給付費収入
			特例障害児通所給付費収入
			障害児入所給付費収入
			障害児相談支援給付費収入
			特例障害児相談支援給付費収入
	利用者負担金収入		
	補足給付費収入	特定障害者特別給付費収入	
		特例特定障害者特別給付費収入	
		特定入所障害児食費等給付費収入	
	特定費用収入		
	その他の事業収入	補助金事業収入（公費）	
		補助金事業収入（一般）	
		受託事業収入（公費）	
		受託事業収入（一般）	
		その他の事業収入	
	（保険等査定減）		
	生活保護事業収入	措置費収入	事務費収入
			事業費収入
	授産事業収入		（何）事業収入
	利用者負担金収入		
	その他の事業収入	補助金事業収入（公費）	
		補助金事業収入（一般）	
		受託事業収入（公費）	

		受託事業収入（一般）
		その他の事業収入
医療事業収入	入院診療収入（公費）	
	入院診療収入（一般）	
	室料差額収入	
	外来診療収入（公費）	
	外来診療収入（一般）	
	保健予防活動収入	
	受託検査・施設利用収入	
	訪問看護療養費収入（公費）	
	訪問看護療養費収入（一般）	
	訪問看護利用料収入	訪問看護基本利用料収入
		訪問看護その他の利用料収入
	その他の医療事業収入	補助金事業収入（公費）
		補助金事業収入（一般）
		受託事業収入（公費）
		受託事業収入（一般）
		その他の医療事業収入
	（保険等査定減）	
（何）事業収入	（何）事業収入	
	その他の事業収入	補助金事業収入（公費）
		補助金事業収入（一般）
		受託事業収入（公費）
		受託事業収入（一般）
		その他の事業収入
（何）収入	（何）収入	
借入金利息補助金収入		
経常経費寄附金収入		
受取利息配当金収入		

その他の収入	受入研修費収入	
	利用者等外給食費収入	
	雑収入	
流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益	
	有価証券評価益	
	為替差益	
施設整備等による収入		
大 区 分	中 区 分	小 区 分
施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入	
	設備資金借入金元金償還補助金収入	
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入	
	設備資金借入金元金償還寄附金収入	
設備資金借入金収入		
固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入	
	器具及び備品売却収入	
	(何) 売却収入	
その他の施設整備等による収入	(何) 収入	
その他の活動による収入		
大 区 分	中 区 分	小 区 分
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		
長期運営資金借入金収入		
長期貸付金回収収入		
投資有価証券売却収入		
積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入	
	長期預り金積立資産取崩収入	
	(何) 積立資産取崩収入	
事業区分間長期借入金収入		
拠点区分間長期借入金収入		

事業区分間長期貸付金回収収入		
拠点区分間長期貸付金回収収入		
事業区分間繰入金収入		
拠点区分間繰入金収入		
サービス区分間繰入金収入		
その他の活動による収入	(何) 収入	

支出の部

事業活動による支出		
大 区 分	中 区 分	小 区 分
人件費支出	役員報酬支出	
	職員給料支出	
	職員賞与支出	
	非常勤職員給与支出	
	派遣職員費支出	
	退職給付支出	
	法定福利費支出	
事業費支出	給食費支出	
	介護用品費支出	
	医薬品費支出	
	診療・療養等材料費支出	
	保健衛生費支出	
	医療費支出	
	被服費支出	
	教養娯楽費支出	
	日用品費支出	
	保育材料費支出	
	本人支給金支出	
	水道光熱費支出	

	燃料費支出	
	消耗器具備品費支出	
	保険料支出	
	賃借料支出	
	教育指導費支出	
	就職支度費支出	
	葬祭費支出	
	車輛費支出	
	管理費返還支出	
	(何) 費支出	
	雑支出	
	事務費支出	
	福利厚生費支出	
	職員被服費支出	
	旅費交通費支出	
	研修研究費支出	
	事務消耗品費支出	
	印刷製本費支出	
	水道光熱費支出	
	燃料費支出	
	修繕費支出	
	通信運搬費支出	
	会議費支出	
	広報費支出	
	業務委託費支出	
	手数料支出	
	保険料支出	
	賃借料支出	
	土地・建物賃借料支出	
	租税公課支出	

	保守料支出	
	渉外費支出	
	諸会費支出	
	(何) 費支出	
	雑支出	
就労支援事業支出	就労支援事業販売原価支出	就労支援事業製造原価支出
		就労支援事業仕入支出
	就労支援事業販管費支出	
授産事業支出	(何) 事業支出	
(何) 支出		
利用者負担軽減額		
支払利息支出		
その他の支出	利用者等外給食費支出	
	雑支出	
流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損	
	資産評価損	有価証券評価損
		(何) 評価損
	為替差損	
	徴収不能額	
施設整備等による支出		
大 区 分	中 区 分	小 区 分
設備資金借入金元金償還支出		
固定資産取得支出	土地取得支出	
	建物取得支出	
	車輛運搬具取得支出	
	器具及び備品取得支出	
	(何) 取得支出	
固定資産除却・廃棄支出		
ファイナンス・リース債務の返済支出		

その他の施設整備等による支出	(何) 支出	
その他の活動による支出		
大 区 分	中 区 分	小 区 分
長期運営資金借入金元金償還支出		
長期貸付金支出		
投資有価証券取得支出		
積立資産支出	退職給付引当資産支出	
	長期預り金積立資産支出	
	(何) 積立資産支出	
事業区分間長期貸付金支出		
拠点区分間長期貸付金支出		
事業区分間長期借入金返済支出		
拠点区分間長期借入金返済支出		
事業区分間繰入金支出		
拠点区分間繰入金支出		
サービス区分間繰入金支出		
その他の活動による支出	(何) 支出	

別表第二 事業活動計算書勘定科目（第二十四条関係）
収益の部

サービス活動増減による収益		
大 区 分	中 区 分	小 区 分
介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益
		利用者負担金収益（公費）
		利用者負担金収益（一般）
	居宅介護料収益 （介護報酬収益）	
		介護報酬収益
		介護予防報酬収益
	（利用者負担金収益）	介護負担金収益（公費）
		介護負担金収益（一般）

	介護予防負担金収益（公費）
	介護予防負担金収益（一般）
地域密着型介護料収益 （介護報酬収益） （利用者負担金収益）	
	介護報酬収益
	介護予防報酬収益
	介護負担金収益（公費）
	介護負担金収益（一般）
	介護予防負担金収益（公費）
	介護予防負担金収益（一般）
居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益
	介護予防支援介護料収益
介護予防・日常生活支援総合事業収益	事業費収益
	事業負担金収益（公費）
	事業負担金収益（一般）
利用者等利用料収益	施設サービス利用料収益
	居宅介護サービス利用料収益
	地域密着型介護サービス利用料収益
	食費収益（公費）
	食費収益（一般）
	食費収益（特定）
	居住費収益（公費）
	居住費収益（一般）
	居住費収益（特定）
	介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益
	その他の利用料収益
その他の事業収益	補助金事業収益（公費）
	補助金事業収益（一般）
	市町村特別事業収益（公費）

		市町村特別事業収益（一般）
		受託事業収益（公費）
		受託事業収益（一般）
		その他の事業収益
	（保険等査定減）	
老人福祉事業収益	措置事業収益	事務費収益
		事業費収益
		その他の利用料収益
		その他の事業収益
	運営事業収益	管理費収益
		その他の利用料収益
		補助金事業収益（公費）
		補助金事業収益（一般）
		その他の事業収益
	その他の事業収益	管理費収益
		その他の利用料収益
		その他の事業収益
児童福祉事業収益	措置費収益	事務費収益
		事業費収益
	私的契約利用料収益	
	その他の事業収益	補助金事業収益（公費）
		補助金事業収益（一般）
		受託事業収益（公費）
		受託事業収益（一般）
		その他の事業収益
保育事業収益	施設型給付費収益	施設型給付費収益
		利用者負担金収益
	特例施設型給付費収益	特例施設型給付費収益
		利用者負担金収益

	地域型保育給付費収益	地域型保育給付費収益
		利用者負担金収益
	特例地域型保育給付費収益	特例地域型保育給付費収益
		利用者負担金収益
	委託費収益	
	利用者等利用料収益	利用者等利用料収益（公費）
		利用者等利用料収益（一般）
		その他の利用料収益
	私的契約利用料収益	
	その他の事業収益	補助金事業収益（公費）
補助金事業収益（一般）		
受託事業収益（公費）		
受託事業収益（一般）		
その他の事業収益		
就労支援事業収益	（何）事業収益	
障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益
		特例介護給付費収益
		訓練等給付費収益
		特例訓練等給付費収益
		地域相談支援給付費収益
		特例地域相談支援給付費収益
		計画相談支援給付費収益
		特例計画相談支援給付費収益
	障害児施設給付費収益	障害児通所給付費収益
		特例障害児通所給付費収益
		障害児入所給付費収益
		障害児相談支援給付費収益
		特例障害児相談支援給付費収益
	利用者負担金収益	

	補足給付費収益	特定障害者特別給付費収益
		特例特定障害者特別給付費収益
		特定入所障害児食費等給付費収益
	特定費用収益	
	その他の事業収益	補助金事業収益（公費）
		補助金事業収益（一般）
		受託事業収益（公費）
		受託事業収益（一般）
		その他の事業収益
	（保険等査定減）	
生活保護事業収益	措置費収益	事務費収益
		事業費収益
	授産事業収益	（何）事業収益
	利用者負担金収益	
	その他の事業収益	補助金事業収益（公費）
		補助金事業収益（一般）
		受託事業収益（公費）
		受託事業収益（一般）
		その他の事業収益
医療事業収益	入院診療収益（公費）	
	入院診療収益（一般）	
	室料差額収益	
	外来診療収益（公費）	
	外来診療収益（一般）	
	保健予防活動収益	
	受託検査・施設利用収益	
	訪問看護療養費収益(公費)	
	訪問看護療養費収益(一般)	

	訪問看護利用料収益	訪問看護基本利用料収益
		訪問看護その他の利用料収益
	その他の医療事業収益	補助金事業収益（公費）
		補助金事業収益（一般）
		受託事業収益（公費）
		受託事業収益（一般）
		その他の医業収益
	（保険等査定減）	
（何）事業収益	（何）事業収益	
	その他の事業収益	補助金事業収益（公費）
		補助金事業収益（一般）
		受託事業収益（公費）
		受託事業収益（一般）
		その他の事業収益
（何）収益	（何）収益	
経常経費寄附金収益		
その他の収益		
サービス活動外増減による収益		
大 区 分	中 区 分	小 区 分
借入金利息補助金収益		
受取利息配当金収益		
有価証券評価益		
有価証券売却益		
投資有価証券評価益		
投資有価証券売却益		
その他のサービス活動外収益	受入研修費収益	
	利用者等外給食収益	
	為替差益	
	雑収益	

特別増減による収益		
大 区 分	中 区 分	小 区 分
施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益	
	設備資金借入金元金償還補助金収益	
施設整備等寄附金収益	施設整備等寄附金収益	
	設備資金借入金元金償還寄附金収益	
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		
固定資産受贈額	(何) 受贈額	
固定資産売却益	車輛運搬具売却益	
	器具及び備品売却益	
	(何) 売却益	
事業区分間繰入金収益		
拠点区分間繰入金収益		
事業区分間固定資産移管収益		
拠点区分間固定資産移管収益		
その他の特別収益	徴収不能引当金戻入益	

費用の部

サービス活動増減による費用		
大 区 分	中 区 分	小 区 分
人件費	役員報酬	
	職員給料	
	職員賞与	
	賞与引当金繰入	
	非常勤職員給与	
	派遣職員費	
	退職給付費用	
	法定福利費	

事業費	給食費	
	介護用品費	
	医薬品費	
	診療・療養等材料費	
	保健衛生費	
	医療費	
	被服費	
	教養娯楽費	
	日用品費	
	保育材料費	
	本人支給金	
	水道光熱費	
	燃料費	
	消耗器具備品費	
	保険料	
事務費	賃借料	
	教育指導費	
	就職支度費	
	葬祭費	
	車輛費	
	(何) 費	
	雑費	
	福利厚生費	
	職員被服費	
	旅費交通費	
	研修研究費	
	事務消耗品費	

	印刷製本費	
	水道光熱費	
	燃料費	
	修繕費	
	通信運搬費	
	会議費	
	広報費	
	業務委託費	
	手数料	
	保険料	
	賃借料	
	土地・建物賃借料	
	租税公課	
	保守料	
	渉外費	
	諸会費	
	（何） 費	
	雑費	
就労支援事業費用	就労支援事業販売原価	期首製品（商品）棚卸高
		当期就労支援事業製造原価
		当期就労支援事業仕入高
		期末製品（商品）棚卸高
	就労支援事業販管費	
授産事業費用	（何） 事業費	
（何） 費用		
利用者負担軽減額		
減価償却費		
国庫補助金等特別積立金取崩額		
徴収不能額		

徴収不能引当金繰入		
その他の費用		
サービス活動外増減による費用		
大 区 分	中 区 分	小 区 分
支払利息		
有価証券評価損		
有価証券売却損		
投資有価証券評価損		
投資有価証券売却損		
その他のサービス活動外費用	利用者等外給食費	
	為替差損	
	雑損失	
特別増減による費用		
大 区 分	中 区 分	小 区 分
基本金組入額		
資産評価損		
固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損	
	車輛運搬具売却損・処分損	
	器具及び備品売却損・処分損	
	その他の固定資産売却損・処分損	
国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）		
国庫補助金等特別積立金積立額		
災害損失		
事業区分間繰入金費用		
拠点区分間繰入金費用		
事業区分間固定資産移管費用		
拠点区分間固定資産移管費用		
その他の特別損失		

繰越活動増減差額の部		
大 区 分	中 区 分	小 区 分
前期繰越活動増減差額		
当期末繰越活動増減差額		
基本金取崩額		
その他の積立金取崩額	(何) 積立金取崩額	
その他の積立金積立額	(何) 積立金積立額	
次期繰越活動増減差額		

第二章 経過措置

第五条 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百四十九号）第四条第一項に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

（社会福祉法人会計基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第四条の規定による改正後の社会福祉法人会計基準の規定は、平成二十九年四月一日以降に開始する会計年度に係る計算関係書類（同省令第二条に規定する計算関係書類をいう。）及び財産目録（同条に規定する財産目録をいう。）の作成について適用し、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する会計年度に係る計算書類等（第四条の規定による改正前の社会福祉法人会計基準第二条に規定する計算書類等をいう。）の作成については、第四条の規定による改正前の社会福祉法人会計基準の規定を適用する。

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第百六十八号） 新旧対照条文
目次

○ 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生労働省令第二十八号）（抄）（第一条関係）【平成二十九年四月一日施行】	1
○ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（抄）（第二条関係）【平成二十九年四月一日施行】	73
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百三十二号）（抄）（第三条関係）【公布の日施行】	79
○ 社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）（抄）（第四条関係）【平成二十九年四月一日施行】	81

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（設立認可申請手続） 第二条 法第三十一条の規定により、社会福祉法人を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を所轄庁に提出しなければならない。 一 （略） 二 社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地 三 （略） 四 評議員となるべき者及び役員（法第三十一条第一項第六号に規定する役員をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名 五 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第二条の七第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項	（設立認可申請手続） 第二条 法第三十一条の規定により、社会福祉法人（第二十四条第二項第一号及び第二号並びに第三十七条第二項第二号を除き、以下「法人」という。）を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を所轄庁に提出しなければならない。 一 （略） 二 法人の名称及び主たる事務所の所在地 三 （略） 四 役員となるべき者の氏名及び各役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係又は三親等以内の親族関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との続柄 （新設）

六 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、

第二条の八第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）又は同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項

七 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第二条の十各号に規定する者（第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項

八 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の十一第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第九号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項

2

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設立当初において当該社会福祉法人に帰属すべき財産の財産目録及び当該財産が当該社会福祉法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類

（新設）

（新設）

（新設）

2

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設立当初において当該法人に帰属すべき財産の財産目録（基本財産、運用財産、公益事業用財産（法第二十六条第一項に規定する公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（同項に規定する収益事業を行う場合に限る。）をそれぞれ区分して記載したものとする。以

二 当該社会福祉法人がその事業を行うため前号の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該社会福祉法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類

三〇五 (略)

六 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書

3 (略)

4 社会福祉法人は、その設立の認可を受けたときは、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を受けて、その移転を終了した後一月以内にこれを証明する書類を添付して所轄庁に報告しなければならない。

5 (略)

(電磁的記録)

第二条の二 法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録

下同じ。)及び当該財産が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類

二 当該法人がその事業を行うため前号の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類

三〇五 (略)

六 役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書

3 (略)

4 法人は、その設立の認可を受けたときは、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を受けて、その移転を終了した後一月以内にこれを証明する書類を添付して所轄庁に報告しなければならない。

5 (略)

(新設)

(新設)

をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四条第三

項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十二第四項第二号

十 法第四十五条の三十四第三項第二号

十一 法第四十六条の二十第二項第二号

十二 法第四十六条の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四条第二項第三号

十五 法第五十四条の四第三項第三号

十六 法第五十四条の七第二項第三号

十七 法第五十四条の十一第三項第三号

（電磁的方法）

第二条の四 法第三十四条の二第二項第四号に規定する電子情報処理組織

を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第二条の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情

(新設)

(新設)

報を記録するものによる措置とする。

一 法第三十四条の二第四項

二 法第四十五条の十一第三項

三 法第四十五条の三十二第二項

四 法第四十五条の三十四第五項

(最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法)

第二条の六 令第十三条の三第一号に規定する収益の額として厚生労働省

令で定めるところにより計算した額は、社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第七条の二第一項第二号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書の当年度決算(A)の項サービス活動収益計(1)欄に計上した額とする。

(評議員のうちの各評議員と特殊の関係がある者)

第二条の七 法第四十条第四項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該評議員の使用人

三 当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、こ

(新設)

(新設)

これらの者と生計を一にするもの

六 当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

八 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第二条の八 法第四十条第五項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該役員の使用人

三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六 当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会

（新設）

福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつてゐる当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

（補欠の役員の選任）

第二条の九 法第四十三条第二項の規定による補欠の役員の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第四十三条第二項の規定により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一 当該候補者が補欠の役員である旨

二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名

三 同一の役員（二人以上の役員の補欠として選任した場合にあつては、当該二人以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位

四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時評議員会の開始の

（新設）

時までとする。ただし、評議員会の決議によつてその期間を短縮することとを妨げない。

(理事のうちの各理事と特殊の関係がある者)

第二条の十 法第四十四条第六項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該理事の使用人

三 当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。）

（若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七 第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共

（新設）

団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

（監事のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第二条の十一 法第四十四条第七項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該役員の使用人
- 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体

（新設）

（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）

八 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつてゐる当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。）

九 第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）

（招集の決定事項）

第二条の十二 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）とする。

（社会福祉法施行令に係る電磁的方法）

第二条の十三 令第十三条の六第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

（新設）

（新設）

一 次に掲げる方法のうち送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

(理事等の説明義務)

第二条の十四 法第四十五条の十に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をする必要とがある場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(新設)

二 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより社会福祉法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（評議員会の議事録）

第二条の十五 法第四十五条の十一第一項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

（新設）

-
- イ 法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第一項（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第四項において準用する場合を含む。）
- ロ 法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第二項（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第四項において準用する場合を含む。）
- ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二条
- ニ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百五条第三項
- ホ 法第四十五条の十九第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百九条第一項
- ヘ 法第四十五条の十九第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百九条第二項
- 五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- 六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名
- ４ 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- 一 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財
-

団法人に関する法律第百九十四条第一項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした者の氏名

ハ 評議員会の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

二 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十五条の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容

ロ 評議員会への報告があつたものとみなされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

(社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制)

第二条の十六 法第四十五条の十三第四項第五号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(新設)

六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(理事会の議事録)

第二条の十七 法第四十五条の十四第六項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第四十五条の十四第二項の規定による理事の請求を受けて招集

(新設)

されたもの

ロ 法第四十五条の十四第三項の規定により理事が招集したもの

ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第三項の規定により監事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条第二項

ロ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条

ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第一項

六 法第四十五条の十四第六項の定款の定めがあるときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名

七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称

八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

4 次各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第四十五条の第十四第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした理事の氏名

ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

二 法第四十五条の第十四第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 理事会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

(電子署名)

第二条の十八 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第四十五条の第十四第七項

二 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第四項

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができ

(新設)

る情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することが出来るものであること。

(監査報告の作成)

第二条の十九 法第四十五条の十八第一項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該社会福祉法人の理事及び職員

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該社会福祉法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

(新設)

(監事の調査の対象)

第二条の二十 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二条に規定する厚生労働省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

(新設)

(会計監査報告の作成)

第二条の二十一 法第四十五条の十九第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

(新設)

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 当該社会福祉法人の理事及び職員

二 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

(会計監査人が監査する書類)

第二条の二十二 法第四十五条の十九第二項の厚生労働省令で定める書類

(新設)

は、財産目録(社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。)とする。

(責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法)

第二条の二十三 法第四十五条の二十四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

(新設)

とする。

一 役員等（法第四十五条の二十第一項に規定する役員等をいう。以下

同じ。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねている場合における

当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として社会

福祉法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の会計年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に

応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。）ごとの合計額（当該会計年度の期間が一年でない場

合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最

も高い額

イ 法第四十五条の二十四項において準用する一般社団法人及び一

般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会の決議を行つ

た場合 当該評議員会の決議の日

ロ 法第四十五条の二十四項において準用する一般社団法人及び一

般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定め

に基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合 当該決

議のあつた日

ハ 法第四十五条の二十四項において準用する一般社団法人及び一

般財団法人に関する法律第百十五条第一項の契約を締結した場合

責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日）

二| イ| に掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ| 次に掲げる額の合計額

(1)| 当該役員等が当該社会福祉法人から受けた退職慰労金の額

(2)| 当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員等のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3)| (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ| 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1)| 理事長 六|

(2)| 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者 四|

(i)| 理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(ii)| 当該社会福祉法人の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。）

(iii)| 当該社会福祉法人の職員

(3)| 理事（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人
二|

（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）

第二条の二十四 法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第四項（法第四十五条の二十

十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第五項及び第百十五条第五項において準用する場合を含む。

）に規定する厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員等のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

（事業報告）

第二条の二十五 法第四十五条の二十七第二項の規定による事業報告及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該社会福祉法人の状況に関する重要な事項（計算関係書類（計算書類（法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書をいう。以下同じ。）の内容となる事項を除く。）

二 法第四十五条の十三第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該

（新設）

（新設）

体制の運用状況の概要

- 3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

(計算関係書類の監査)

第二十六条 法第四十五条の二十八第一項及び第二項の規定による監査（計算関係書類（各会計年度に係るものに限る。以下この条から第二條の三十四までにおいて同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）については、この条から第二條の三十四までに定めるところによる。

2 前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三號）第二條第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

(監査報告の内容)

第二條の二十七 監事（会計監査人設置社会福祉法人（法第三十一條第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次條において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて

(新設)

(新設)

の意見

三 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 監査報告を作成した日

2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

(監査報告の通知期限等)

第二十八条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日
2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべ

(新設)

き日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

(計算関係書類の提供)

第二十九条 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

(会計監査報告の内容)

第二十条の三十 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

(新設)

(新設)

-
- 一 会計監査人の監査の方法及びその内容
- 二 計算関係書類（社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（同省令第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）の項目に限る。以下この条及び第二条の三十二において同じ。）が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
- イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
- ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項
- ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由
- 三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
- 四 追記情報
-

五 会計監査報告を作成した日

2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項

二 会計方針の変更

三 重要な偶発事象

四 重要な後発事象

(会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の内容)

第二十条の三十一 会計監査人設置社会福祉法人の監事は、計算関係書類及

び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨）

三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつていないものを除く。）

四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(新設)

(会計監査報告の通知期限等)

第二条の三十二 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。

一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう(第二条の三十四において同じ。)。

一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事

(新設)

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事

5 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（次条及び第二条の三十四において同じ。）。

一 第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めたとき 当該通知を受ける監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第二条の三十三 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

（会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の通知期限）

（新設）

第二条の三十四 会計監査人設置社会福祉法人の特定監事は、次に掲げる

日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。

一 会計監査報告を受領した日（第二条の三十二第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

（事業報告等の監査）

第二条の三十五 法第四十五条の二十八第一項及び第二項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。次条及び第二条の三十七において同じ。）については、次条及び第二条の三十七に定めるところによる。

（監査報告の内容）

（新設）

（新設）

第二十六条 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三 当該社会福祉法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

五 第二十五条第二項第二号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないことを認めるときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（監査報告の通知期限等）

第二十七条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。

一 当該事業報告を受領した日から四週間を経過した日

二 当該事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする

（新設）

（新設）

°

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事

二 前号に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行つた理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

(計算書類等の評議員への提供)

第二條の三十八 法第四十五條の二十九の規定による計算書類及び事業報告並びに監査報告(会計監査人設置社会福祉法人にあつては、会計監査報告を含む。以下「提供計算書類等」という。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

2 定時評議員会の招集通知(法第四十五條の九第十項において準用する

(新設)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十二条第一項又は第二項の規定による通知をいう。次項において同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合にあっては、提供計算書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

3 理事は、計算書類又は事業報告の内容とすべき事項について、定時評議員会の招集通知を発出した日から定時評議員会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を評議員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。

（計算書類の承認の特則に関する要件）

第二条の三十九 法第四十五条の三十一に規定する厚生労働省令で定める

（新設）

要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 法第四十五条の三十一に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第二条の三十第一項第二号イに定める事項が含まれていること。

二 前号の会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 法第四十五条の三十一に規定する計算書類が第二条の三十四第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

(財産目録)

第二条の四十 法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録は、定時評議員会（法第四十五条の三十一の規定の適用がある場合にあっては、理事会）の承認を受けなければならない。

2 法第四十五条の二十八から第四十五条の三十一まで及び第二条の二十六から第二条の三十九までの規定は、社会福祉法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

(事業の概要等)

第二条の四十一 法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他当該社会福祉法人に関する基本情報

二 当該終了した会計年度の翌会計年度（以下この条において「当会計

(新設)

(新設)

年度」という。)の初日における評議員の状況

三 当会計年度の初日における理事の状況

四 当会計年度の初日における監事の状況

五 当該終了した会計年度(以下この条において「前会計年度」という

。)及び当会計年度における会計監査人の状況

六 当会計年度の初日における職員の状況

七 前会計年度における評議員会の状況

八 前会計年度における理事会の状況

九 前会計年度における監事の監査の状況

十 前会計年度における会計監査の状況

十一 前会計年度における事業等の概要

十二 前会計年度末における社会福祉充実残額(法第五十五条の二第三項第四号に規定する社会福祉充実残額をいう。)並びに社会福祉充実

計画(同条第一項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。)

の策定の状況及びその進捗の状況

十三 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況

十四 第十二号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠

十五 事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあつては、事業計画

十六 その他必要な事項

(報酬等の支給の基準に定める事項)

第二条の四十二 法第四十五条の三十五第一項に規定する理事、監事及び

(新設)

評議員（以下この条において「理事等」という。）に対する報酬等（法第四十五条の三十四第一項第三号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。）の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

（定款変更認可申請手続）

第三条 社会福祉法人は、法第四十五条の三十六第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

一・二 （略）

2 前項の定款の変更が、当該社会福祉法人が新たに事業を經營する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。

一・三 （略）

3 第一項の定款の変更が、当該社会福祉法人が従来經營していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。

4 第二条第三項及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

（定款変更の届出）

（定款変更認可申請手続）

第三条 法人は、法第四十三条の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

一・二 （略）

2 前項の定款の変更が、当該法人が新たに事業を經營する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。

一・三 （略）

3 第一項の定款の変更が、当該法人が従来經營していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。

4 前条第三項及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

（定款変更の届出）

第四条 法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十一条第一項第四号に掲げる事項

二 法第三十一条第一項第九号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）

三 法第三十一条第一項第十五号に掲げる事項

2 前条第一項の規定は、法第四十五条の三十六第四項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第一項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

（解散の認可又は認定申請手続）

第五条 社会福祉法人は、法第四十六条第二項の規定により、解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

一 三（略）

2（略）

（清算人会設置法人以外の清算法人の業務の適正を確保するための体制

）

第五条の二 法第四十六条の十第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

第四条 法第四十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十一条第一項第四号に掲げる事項

二 法第三十一条第一項第七号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）

三 法第三十一条第一項第十四号に掲げる事項

2 前条第一項の規定は、法第四十三条第三項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第一項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

（解散の認可又は認定申請手続）

第五条 法人は、法第四十六条第二項の規定により、解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

一 三（略）

2（略）

（新設）

-
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 二 清算人が二人以上ある清算法人（法第四十六条の四に規定する清算法人をいう。以下同じ。）である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする[°]
 - 三 監事設置清算法人（法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。以下同じ。）以外の清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、清算人が評議員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。
 - 四 監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。
 - 一 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制
 - 二 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項
 - 三 監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 四 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する
-

する事項

七 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(清算人会設置法人の業務の適正を確保するための体制)

第五条の三 法第四十六条の十七第六項第五号に規定する厚生労働省令で

定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

2 清算人会設置法人（法第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。）が、監事設置清算法人以外のものである場合には、前項に規定する体制には、清算人が評議員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。

3 清算人会設置法人が、監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

一 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制

二 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項

三 監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

四 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱

(新設)

いを受けないことを確保するための体制

六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(清算人会の議事録)

第五条の四 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項の規定による清算会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 清算会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 清算会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 清算会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない清算人、監事又は評議員が清算会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 清算会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第四十六条の十八第二項の規定による清算人の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第四十六条の十八第三項の規定により清算人が招集したもの

ハ 法第四十六条の十九第一項の規定による評議員の請求を受けて招集されたもの

(新設)

ニ 法第四十六条の十九第三項において準用する法第四十六条の十八第三項の規定により評議員が招集したもの

ホ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ヘ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第三項の規定により監事が招集したもの

三 清算人会の議事の経過の要領及びその結果
四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算人があるときは、その氏名

五 次に掲げる規定により清算人会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条

ロ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第一項

ハ 法第四十六条の十七第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条第二項

二 法第四十六条の十九第四項

六 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項の定款の定めがあるときは、代表清算人（法第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人という。）以外の清算人であつて、清算人会に出席したものの氏名

七 清算人会に出席した評議員の氏名又は名称

八 清算人会の議長が存するときは、議長の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、清算人会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により清算人会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 清算人会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした清算人の氏名

ハ 清算人会の決議があつたものとみなされた日

二 議事録の作成に係る職務を行つた清算人の氏名

二 法第四十六条の十八第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定により清算人会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 清算人会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 清算人会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた清算人の氏名

(清算開始時の財産目録)

第五条の五 法第四十六条の二十二第一項の規定による財産目録の作成については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

(清算開始時の貸借対照表)

第五条の六 法第四十六条の二十二第一項の規定による貸借対照表の作成については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、法第四十六条の二十二第一項の財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第三号に掲げる部については、純資産を示す適当な名称を付することができる。

(新設)

(新設)

一 資産	二 負債	三 純資産	4 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付さなければならない。	5 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。	(各清算事務年度に係る貸借対照表)	第五条の七 法第四十六条の二十四第一項に規定する貸借対照表は、各清算事務年度（同項に規定する各清算事務年度をいう。第五条の九第二項において同じ。）に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。	2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。	3 法第四十六条の二十四第一項に規定する貸借対照表の附属細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。	(各清算事務年度に係る事務報告)	第五条の八 法第四十六条の二十四第一項に規定する事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。
------	------	-------	--	--	-------------------	--	------------------------------------	--	------------------	--

(新設)

(新設)

2 法第四十六条の二十四第一項に規定する事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

(清算法人の監査報告)

第五条の九 法第四十六条の二十五第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 清算法人の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算法人の財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該清算法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

四 清算人の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

3 特定監事は、第五条の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日（特定清算人（次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。以下この条に

(新設)

において同じ。)及び特定監事の間で合意した日がある場合に於ては、当該日)までに、特定清算人に対して、監査報告の内容を通知しなければならぬ。

一 この項の規定による通知を受ける清算人を定めた場合 当該通知を受ける清算人として定められた清算人

二 前号に掲げる場合以外の場合 第五条の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に関する職務を行った清算人

4 第五条の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

5 前項の規定にかかわらず、特定監事が第三項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第五条の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないとき 全ての監事

三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事

(決算報告)

第五条の十 法第四十七条の二第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

- 一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額
- 二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
- 三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

2 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。

(吸収合併契約)

第五条の十一 法第四十九条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 吸収合併がその効力を生ずる日
- 二 吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）の職員の処遇

(合併認可申請手続)

第六条 社会福祉法人は、法第五十条第三項又は法第五十四条の六第二項

(新設)

(新設)

(合併認可申請手続)

第六条 法人は、法第四十九条第二項の規定により、合併の認可を受けよ

の規定により、吸収合併（法第四十九条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第五十四条の五に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、吸収合併又は新設合併の理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

一 法第五十二条及び法第五十四条の二第一項又は法第五十四条の八の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類

二 吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立社会福祉法人（法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款

三 吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅社会福祉法人（法第五十四条の五第一号に規定する新設合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）に係る次の書類

イ・ロ（略）

四 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類

イ・ロ（略）

ハ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書（吸収合併存続社会福祉法人については、引き続き評議員となるべき者又は引き続き役員となるべき者の就任承諾書を除く。）

ニ 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について

うとするときは、合併の理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

一 法第四十九条第一項の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類

二 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款

三 合併する各法人に係る次の書類

イ・ロ（略）

四 合併後存続する法人又は合併により設立する法人に係る次の書類

イ・ロ（略）

ハ 役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書（合併後存続する法人については、引き続き役員となる者の就任承諾書を除く。）

ニ 各役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、

て、第二条の七第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類

ホ 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の八第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）又は同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類

ヘ 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第二条の十各号に規定する者（第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類

ト 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の十一第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第九号に規定する者（同号括弧書に規定する割合

その者と婚姻関係又は三親等以内の親族関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との続柄を記載した書類

（新設）

（新設）

（新設）

が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員
の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書
類

（削る）

2

（略）

（吸収合併消滅社会福祉法人の事前開示事項）

第六条の二 法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、
次のとおりとする。

一 吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続
社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款の定め

二 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項

イ 最終会計年度（各会計年度に係る法第四十五条の二十七第二項に
規定する計算書類につき法第四十五条の三十第二項の承認（法第四
十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、法第四十五条の二
十八第三項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最
も遅いものをいう。以下同じ。）に係る監査報告等（各会計年度に
係る計算書類、事業報告及び監査報告（法第四十五条の二十八第二
項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）を
いう。以下同じ。）の内容（最終会計年度がない場合にあつては、
吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容）
ロ 最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収

2

（略）

五 法第五十二条の場合においては、設立の事務を行う者が同条の規定
により選任された者であることを証明する書類

（新設）

合併存続社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産（社会福祉法人の財産をいう。以下同じ。）の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十二条の評議員会の日の二週間前の日（法第四十五条の第九十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。）後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三

吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十二条の評議員会の日の二週間前の日後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表

四

吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務（法第五十三条第一項第四号の規定により吸収合併について異議を述

べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

五 法第五十二条の評議員会の日の二週間前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（計算書類に関する事項）

第六条の三 法第五十三条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 公告対象法人（法第五十三条第一項第三号の吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合 その旨

二 公告対象法人が清算法人である場合 その旨

三 前二号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

2 前項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、百万円単位又は十億円単位をもつて表示するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人の財産の状態を的確に判断することができなくなるおそれがある場合には、第一項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、適切な単位をもつて表示しなければならない。

（新設）

(吸収合併存続社会福祉法人の事前開示事項)

第六条の四 法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終会計年度に係る監査報告等の内容（最終会計年度がない場合にあっては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容）

ロ 最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあっては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の二第一項の評議員会の日の日二週間前の日（法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があつた日。以下同じ。）後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

二 吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人に限る。）が法第四十六条の二十二第一項の規定により作成した貸借対照表

三 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項

イ 吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあっては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の

(新設)

日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の二第一項の評議員会の日から二週間前の日後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表

四 吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務（法第五十四条の三第一項第四号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

五 法第五十四条の二第一項の評議員会の日から二週間前の日後吸収合併の登記の日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（資産の額等）

第六条の五 法第五十四条の二第二項に規定する債務の額として厚生労働省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 吸収合併の直後に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

（新設）

二 吸収合併の直前に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

2 法第五十四条の二第二項に規定する資産の額として厚生労働省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 吸収合併の直後に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

二 吸収合併の直前に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

(計算書類に関する事項)

第六条の六 法第五十四条の三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 公告対象法人（法第五十四条の三第一項第三号の吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。）

（につき最終会計年度がない場合）その旨

二 公告対象法人が清算法人である場合）その旨

三 前二号に掲げる場合以外の場合）最終会計年度に係る貸借対照表の

(新設)

要旨の内容

2 第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借対照表の要旨について準用する。

(吸収合併存続社会福祉法人の事後開示事項)

第六条の七 法第五十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 吸収合併の登記の日

二 吸収合併消滅社会福祉法人における法第五十三条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続社会福祉法人における法第五十四条の三の規定による手続の経過

四 吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が吸収合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第五十一条第一項の規定により吸収合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

(新設合併契約)

第六条の八 法第五十四条の五第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 新設合併がその効力を生ずる日

(新設)

(新設)

二 新設合併消滅社会福祉法人の職員の処遇

(新設合併消滅社会福祉法人の事前開示事項)

第六条の九 法第五十四条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事

項は、次のとおりとする。

(新設)

一 他の新設合併消滅社会福祉法人(清算法人を除く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事項

イ 最終会計年度に係る監査報告等の内容(最終会計年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容)

ロ 他の新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日(最終会計年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第五十四条の八の評議員会の日の二週間前の日(法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。))後新設合併消滅社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

二 他の新設合併消滅社会福祉法人(清算法人に限る。)が法第四十六条の二十二第二項の規定により作成した貸借対照表

三 当該新設合併消滅社会福祉法人(清算法人を除く。以下この号にお

いて同じ。）についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあっては、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の八の評議員会の日後の二週間前の日後新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表は、新設合併設立社会福祉法人の成立の日以後における新設合併設立社会福祉法人の債務（他の新設合併消滅社会福祉法人から承継する債務を除き、法第五十四条の九第一項第四号の規定により新設合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

五 法第五十四条の八の評議員会の日後の二週間前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（計算書類に関する事項）

第六条の十 法第五十四条の九第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

（新設）

号に定めるものとする。

一 公告対象法人（法第五十四条の九第一項第三号の新設合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合
その旨

二 公告対象法人が清算法人である場合
その旨

三 前二号に掲げる場合以外の場合
最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

2 第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借対照表の要旨について準用する。

（新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項）

第六条の十一 法第五十四条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 新設合併設立社会福祉法人の成立の日

二 法第五十四条の九の規定による手続の経過

三 新設合併により新設合併設立社会福祉法人が新設合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

第六条の十二 法第五十四条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第五十四条の七第一項の規定により新設合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。

（新設）

（新設）

(社会福祉充実計画の承認の申請)

第六条の十三 法第五十五条の二第一項に規定する社会福祉充実計画の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。

- 一 社会福祉充実計画を記載した書類
- 二 法第五十五条の二第五項に規定する者の意見を聴取したことを証する書類
- 三 法第五十五条の二第七項の評議員会の議事録
- 四 その他必要な書類

(控除対象財産額等)

第六条の十四 法第五十五条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、社会福祉法人が当該会計年度の前会計年度の末日において有する財産のうち次に掲げる財産の合計額をいう。

- 一 社会福祉事業、公益事業及び収益事業の実施に必要な財産
- 二 前号に掲げる財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産

- 三 当該会計年度において、第一号に掲げる事業の実施のため最低限必要となる運転資金

- 2 前項第一号に規定する財産の算定に当たっては、法第五十五条の二第一項第一号に規定する貸借対照表の負債の部に計上した額のうち前項第一

(新設)

(新設)

一号に規定する財産に相当する額を控除しなければならないものとする。

(社会福祉充実計画の記載事項)

第六条の十五 法第五十五条の二第三項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに電話番号その他の連絡先

二 社会福祉充実事業（法第五十五条の二第三項第一号に規定する社会福祉充実事業をいう。以下同じ。）に関する資金計画

三 法第五十五条の二第四項の規定による検討の結果

四 法第五十五条の二第六項の規定に基づき行う意見の聴取の結果

五 その他必要な事項

(実施する事業の検討の結果)

第六条の十六 法第五十五条の二第四項の規定による同条第三項第一号に掲げる事項の記載は、社会福祉法人の設立の目的を踏まえ、同条第四項各号に掲げる事業の順にその実施について検討し、その検討の結果を記載することにより行うものとする。

(財務に関する専門的な知識経験を有する者)

第六条の十七 法第五十五条の二第五項の厚生労働省令で定める者は、監査法人又は税理士法人とする。

(新設)

(新設)

(新設)

（承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請）

第六條の十八 法第五十五條の三第一項に規定する承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。

一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類

二 第六條の十三第二号から第四号までに掲げる書類

（承認社会福祉充実計画における軽微な変更）

第六條の十九 法第五十五條の三第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 社会福祉充実事業の種類の変更

二 社会福祉充実事業の事業区域の変更（変更前の事業区域と変更後の事業区域とが同一の市町村（特別区を含む。）の区域内である場合を除く。）

三 社会福祉充実事業の実施期間の変更（変更前の各社会福祉充実事業を実施する年度（以下「実施年度」という。）と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。）

四 前三号に掲げる変更のほか、社会福祉充実計画の重要な変更

（承認社会福祉充実計画における軽微な変更に関する届出）

第六條の二十 法第五十五條の三第二項に規定する軽微な変更に関する届出は、届出書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出するこ

（新設）

（新設）

（新設）

とによつて行うものとする。

- 一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類
- 二 その他必要な書類

(承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請)

第六條の二十一 法第五十五條の四に規定する承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請は、申請書に、承認社会福祉充実計画に記載された事業を行うことが困難である理由を記載した書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。

(様式)

第六條の二十二 第六條の十三、第六條の十八、第六條の二十及び前條に規定する書類は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

- 2 前項に掲げる書類の様式は、厚生労働省社会・援護局長が定める。

(助成申請手続)

第八條 法第五十八條の規定により社会福祉法人が国の助成を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局長（二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業（第一条の四各号に該当するものに限る。）を行う社会福祉法人にあつては、厚生労働大臣）に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(助成申請手続)

第八條 法第五十八條の規定により法人が国の助成を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局長（二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業（第十三条各号に該当するものに限る。）を行う法人にあつては、厚生労働大臣）に提出しなければならない。

一〇四 (略)

2・3 (略)

(届出)

第九条 法第五十九条の規定による計算書類等及び財産目録等（以下「届出計算書類等」という。）の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 書面の提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。）

イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面二通の提供

ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面二通の提供

二 電磁的方法による提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。）

イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

三 届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関（厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。以下同じ。）及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）に規定する独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された届出計算書類等の管

一〇四 (略)

2・3 (略)

(現況の報告)

第九条 法第五十九条第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢

二 前会計年度における事業の概要

三 前会計年度末における主要な財産の所有状況

理等に関する統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法

(削る)

2 法第五十九条の規定による届出は、同条第一号に掲げる書類及び前項各号に掲げる事項についての現況報告書をそれぞれ二通を提出することにより行うものとする。

(公表)

第十条 法第五十九条の二第二項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(削る)

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第三号に規定する方法

による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとみなす。

3 法第五十九条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類

は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

一 法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類

二 法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第二条の四十一第十四号及び第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）

(公表)

第十条 法第五十九条の二第二項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第五十九条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める書類は、貸借対照表、収支計算書及び第九条第二項に規定する現況報告書とする。ただし、現況報告書を公表する場合には、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除くものとする。

(新設)

(新設)

(調査事項)

第十条の二 法第五十九条の二第二項、第三項及び第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

- 一 法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類の内容
- 二 法第四十五条の三十二第一項に規定する附属明細書のうち社会福祉法人会計基準第三十条第一項第十号に規定する拠点区分資金収支明細書及び同項第十一号に規定する拠点区分事業活動明細書の内容
- 三 法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録の内容
- 四 法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する書類（第二条の四十一第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）の内容
- 五 承認社会福祉充実計画の内容
- 六 その他必要な事項

(報告方法)

第十条の三 法第五十九条の二第二項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電磁的方法
- 二 第九条第三号に規定する情報処理システムに記録する方法

(社会福祉法人台帳)

第十一条 (略)

(新設)

(新設)

(社会福祉法人台帳)

第十一条 (略)

2 前項の社会福祉法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 理事長の氏名

四・五 (略)

六 評議員又は役員に関する事項

七 (略)

(削る)

八 (略)

(所轄庁)

第十三条 第二条、第三条、第五条第一項、第六条第一項、第六条の十三、第六条の二十、第六条の二十一及び第十一条第一項において所轄庁とあるのは、法第三十条に規定する所轄庁とする。

(削る)

第十七条 削除

2 前項の社会福祉法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 代表者の氏名

四・五 (略)

六 役員に関する事項

七 (略)

八 評議員会を置く場合には、これに関する事項

九 (略)

(所轄庁)

第十三条 第二条、第三条、第五条第一項、第六条第一項及び第十一条第一項において所轄庁とあるのは、法第三十条に規定する所轄庁とする。

一 全国を単位として行われる事業

二 地域を限定しないで行われる事業

三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

四 前各号に類する事業

(情報通信の技術を利用する方法)

第十七条 法第七十七条第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

第十八条 令第十四条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二条の四第一項に規定する方法のうち社会福祉事業の経営者が使用するもの

イ 社会福祉事業の経営者の使用に係る電子計算機と当該利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 社会福祉事業の経営者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該利用者の閲覧に供し、当該利用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第七十七条第二項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、社会福祉事業の経営者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、当該利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、社会福祉事業の経営者の使用に係る電子計算機と、当該利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十八条 令第十四条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち社会福祉事業の経営者が使用するもの

二 (略)

(指定の申請)

第二十八条 法第九十三条第一項の規定により指定を受けようとする社会福祉法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 理事長の氏名

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 評議員及び役員の氏名、住所並びに略歴を記載した書面

四・五 (略)

(名称等の変更の届出)

第二十九条 法第九十三条第四項の規定により届出をしようとする都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）は、次の事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

(法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める場合)

第二十九条の二 法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 社会福祉事業等に従事しなくなった場合

二 (略)

(指定の申請)

第二十八条 法第九十三条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 代表者の氏名

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四・五 (略)

(名称等の変更の届出)

第二十九条 法第九十三条第三項の規定により届出をしようとする都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）は、次の事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

(新設)

二 介護福祉士の登録を受けた後、社会福祉事業等に直ちに従事する見込みがない場合

(法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める事項)

第二十九条の三 法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- 三 介護福祉士登録簿の登録番号及び登録年月日
- 四 就業に関する状況

(届出の方法)

第二十九条の四 法第九十五条の三第一項及び第二項の規定による届出は、電子情報処理組織(都道府県センター)の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。)を使用する方法により行うことができる。この場合においては、法第九十九条に規定する中央福祉人材センター(以下「中央センター」という。)を経由して行うものとする。

(法第九十五条の三第三項の厚生労働省令で定める者)

第二十九条の五 法第九十五条の三第三項の厚生労働省令で定める者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生

(新設)

(新設)

(新設)

労働大臣の指定した学校及び都道府県知事の指定した養成施設並びに同条第四号に規定する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校及び中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものの設置者とする。

（法第九十五条の五第一項の厚生労働省令で定める者）

第二十九条の六 法第九十五条の五第一項の厚生労働省令で定める者は、法第九十四条各号（第六号を除く。）に掲げる業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県センターが認める者とする。

（準用）

第三十一条 第二十八条、第二十九条及び前条の規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第二十八条第一項中「法第九十三条第一項」とあるのは「法第九十九条」と、同条第二項中「法第九十四条」とあるのは「法第一百条」と、第二十九条中「法第九十三条第四項」とあるのは「法第一百条において準用する法第九十三条第四項」と、前条第一項中「法第九十六条第一項前段」とあるのは「法第一百条において準用する法第九十六条第一項前段」と、同条第二項中「法第九十六条第一項後段」とあるのは「法第一百条において準用する法第九十六条第一項後段」と、同条第三項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第一百条において準用する法第九十六条第二項」と読み替えるものとする。

（新設）

（準用）

第三十一条 前三条の規定は、中央福祉人材センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第二十八条第一項中「法第九十三条第一項」とあるのは「法第九十九条」と、同条第二項中「法第九十四条」とあるのは「法第一百条」と、第二十九条中「法第九十三条第三項」とあるのは「法第一百条において準用する法第九十三条第三項」と、前条第一項中「法第九十六条第一項前段」とあるのは「法第一百条において準用する法第九十六条第一項前段」と、同条第二項中「法第九十六条第一項後段」とあるのは「法第一百条において準用する法第九十六条第一項後段」と、同条第三項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第一百条において準用する法第九十六条第二項」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十四条 第二十八条、第二十九条及び第三十条の規定は、福利厚生センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第二十八条第一項中「法第九十三条第一項」とあるのは「法第二百二条」と、同条第二項中「法第九十四条」とあるのは「法第百三条」と、第二十九条中「法第九十三条第四項」とあるのは「法第百六条において準用する法第九十三条第四項」と、第三十条第一項中「法第九十六条第一項 前段」とあるのは「法第百六条において準用する法第九十六条第一項 前段」と、同条第二項中「法第九十六条第一項 後段」とあるのは「法第百六条において準用する法第九十六条第一項 後段」と、同条第三項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第百六条において準用する法第九十六条第二項」と読み替えるものとする。

(配分委員会の組織及び運営)

第三十六条 法第百十五条第一項に規定する配分委員会（以下この条において「配分委員会」という。）は、理事長が招集する。

2 理事長は、配分委員会の委員の総数の三分の一以上の委員が審議すべき事項を示して配分委員会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から三十日以内に、配分委員会を招集しなければならない。

3
3
7 (略)

(準用)

第三十四条 第二十八条から第三十条までの規定は、福利厚生センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第二十八条第一項中「法第九十三条第一項」とあるのは「法第二百二条」と、同条第二項中「法第九十四条」とあるのは「法第百三条」と、第二十九条中「法第九十三条第三項」とあるのは「法第百六条において準用する法第九十三条第三項」と、第三十条第一項中「法第九十六条第一項 前段」とあるのは「法第百六条において準用する法第九十六条第一項 前段」と、同条第二項中「法第九十六条第一項 後段」とあるのは「法第百六条において準用する法第九十六条第一項 後段」と、同条第三項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第百六条において準用する法第九十六条第二項」と読み替えるものとする。

(配分委員会の組織及び運営)

第三十六条 法第百十五条第一項に規定する配分委員会（以下この条において「配分委員会」という。）は、理事（定款をもつて理事の代表権を制限しているときは、代表権を有する理事をいう。以下この条において同じ。）が招集する。

2 理事は、配分委員会の委員の総数の三分の一以上の委員が審議すべき事項を示して配分委員会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から三十日以内に、配分委員会を招集しなければならない。

3
3
7 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

第四十一条 次に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一〇十四 (略)

十五 第六条第一項第四号ニからトまで

十六〇二十 (略)

(削る)

附 則

7 社会福祉法人がその設置する幼保連携施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第三条第一項に規定する幼保連携施設に限る。)について同項の規定により同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた場合における第四条第一項の規定の適用については、同項中「次のとおり」とあるのは、「法第三十一条第一項第一号から第三号まで及び第十一号に掲げる事項のほか、次のとおり」とする。

別記様式(第七条関係)

(フレキシブルディスクによる手続)

第四十一条 次に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一〇十四 (略)

十五 第六条第一項第四号ニ

十六〇二十 (略)

二十一 第九条第二項に規定する書類及び現況報告書

附 則

7 法人がその設置する幼保連携施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第三条第一項に規定する幼保連携施設に限る。)について同項の規定により同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた場合における第四条第一項の規定の適用については、同項中「次のとおり」とあるのは、「法第三十一条第一項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる事項のほか、次のとおり」とする。

別記様式(第七条関係)

[

○ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	別表第一 （第三条及び第四条関係） 表一	(略)	(略)	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号） 第三十四条の二第一項の規定による定款の備置き 第四十五条の十一第二項の規定による議事録の備置き 第四十五条の十一第三項の規定による議事録の写しの備置き 第四十五条の二十四第二項の規定による会計帳簿及び資料の保存 第四十五条の二十七第四項の規定による計算書類（同条第二項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書の保存 第四十五条の三十二第一項の規定による計算書類等（同項に規定する計算書類等をいう。）の備置き 第四十五条の三十二第二項の規定による計算書類等の
		(略)	(略)	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号） 第五十九条の二第一項の規定による書類の備置き
現行	別表第一 （第三条及び第四条関係） 表一	(略)	(略)	

		別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)	(略)	写しの備置き 第四十五条の三十四第一項の規定による財産目録等（ 同条第二項に規定する財産目録等をいう。）及びその 写しの備置き 第四十六条の二十二第四項の規定による財産目録等（ 同条第一項に規定する財産目録等をいう。）の保存 第四十六条の二十四第三項の規定による貸借対照表及 びその附属明細書の保存 第四十六条の二十六第一項の規定による貸借対照表等 （同項に規定する貸借対照表等をいう。）の備置き 第四十七条の三第一項及び第三項の規定による帳簿資 料（同条第一項に規定する帳簿資料をいう。）の保存
(削る)	(略)		(略)	

		別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)	(略)	
社会福祉法	(略)		(略)	第四十四条第五項の規定による事業報告書、財産目録、 貸借対照表及び収支計算書の作成

		別表第三 (第八条及び第九条関係)			
(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)
		別表第四 (第十条及び第十一条関係)			
社会福祉法	(略)	(略)	(削る)	(略)	第三十四条の二第二項第二号の規定による定款の謄本又は抄本の交付 第四十五条の三十二第三項第二号の規定による計算書類等（同条第一項に規定する計算書類等をいう。）の謄本又は抄本の交付 第四十六条の二十六第二項第二号の規定による貸借対照表等（同条第一項に規定する貸借対照表をいう。）

		別表第三 (第八条及び第九条関係)			
(略)	(略)	(略)	社会福祉法	(略)	(略)
		別表第四 (第十条及び第十一条関係)			
社会福祉法	(略)	(略)	社会福祉法	(略)	第四十四条第六項の規定による書類の提出

(略)	
(略)	の謄本又は抄本の交付 第五十一条第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付 第五十四条第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付 第五十四条の四第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付 第五十四条の七第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付 第五十四条の十一第三項第二号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付
(略)	
(略)	

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百三十二号）（抄）（第三条関係）【公布の日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正） 第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改める。 （略） 第二十六条の三第二項第二号イ中「基本研修又は医療的ケアを修了している場合であつて、」を削る。 第二十八条第一項第一号中「第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「同項第一号」を「同項第四号」に改める。 （略） （厚生労働省組織規則の一部改正） 第五条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第七百十二条第二十二号の三中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同条第二十二号の四中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」	（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正） 第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改める。 （略） （新設） 第二十八条第一項第一号中「第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第一号若しくは第二号」を「第四十条第二項第一号から第五号まで」に改める。 （略） （厚生労働省組織規則の一部改正） 第五条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第七百十二条第二十二号の三中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同条第二十二号の四中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」

に改める。	に改める。
(略)	(略)
附 則	附 則
(施行期日)	
第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
(法附則第六条の四の厚生労働省令で定める休業)	(新設)
第二条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第六条の四の厚生労働省令で定める休業は、次に掲げる休業とする。	
一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。次号において「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業に後続する休業であつて子の養育をするためにするもの	
二 育児・介護休業法第二条第二号に規定する介護休業に後続する休業であつて同条第四号に規定する対象家族を介護するためにするもの	
三 災害、疾病その他やむを得ない理由による休業	

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条—第二条の三） 第二章 会計帳簿（第三条—第六条） 第三章 計算関係書類 第一節 総則（第七条—第十一条） 第二節 資金収支計算書（第十二条—第十八条） 第三節 事業活動計算書（第十九条—第二十四条） 第四節 貸借対照表（第二十五条—第二十八条） 第五節 計算書類の注記（第二十九条） 第六節 附属明細書（第三十条） 第四章 財産目録（第三十一条—第三十四条） （会計原則） 第二条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。 一 四 （略） （総額表示）	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 会計帳簿（第三条—第六条） 第三章 計算書類等 第一節 総則（第七条—第十一条） 第二節 資金収支計算書（第十二条—第十八条） 第三節 事業活動計算書（第十九条—第二十四条） 第四節 貸借対照表（第二十五条—第二十八条） 第五節 計算書類の注記（第二十九条） 第六節 附属明細書（第三十条） 第七節 財産目録（第三十一条—第三十四条） （会計原則） 第二条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類、その附属明細書及び財産目録（以下「計算書類等」という。）を作成しなければならない。 一 四 （略）

第二条の二 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、原則として総額をもつて表示しなければならない。

(金額の表示の単位)

第二条の三 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもつて表示するものとする。

第二章 会計帳簿

(会計帳簿の作成)

第三条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。

）第四十五条の二十四第一項の規定により社会福祉法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

2 (略)

第三章 計算関係書類

第一節 総則

(成立の日の貸借対照表)

第七条 法第四十五条の二十七第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、社会福祉法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成される次条第一項第一号イからニまでに掲げるものとする。

2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわら

(新設)

(新設)

第二章 会計帳簿

(会計帳簿の作成)

第三条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。

）第四十四条第三項の規定により社会福祉法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

2 (略)

第三章 計算書類等

第一節 総則

(新設)

ず、当該各号に定める書類の作成を省略することができる。

一 事業区分（法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は法第二十六条第一項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。）が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合 次条第一項第一号ロ

二 拠点区分（社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。）の数が一である場合 次条第一項第一号ロ、ハ及びニ

三 事業区分において拠点区分の数が一である場合 次条第一項第一号ハ

（各会計年度に係る計算書類）

第七条の二 法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。

一 次に掲げる貸借対照表

イ、ロ （略）

二 次に掲げる収支計算書

イ、ロ （略）

（削る）

（削る）

2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める計算書類の作成を省略することができる。

（計算書類等）

第七条 社会福祉法人が作成しなければならない計算書類等は、次に掲げるものとする。

一 各会計年度に係る次に掲げる貸借対照表

イ、ロ （略）

二 各会計年度に係る次に掲げる収支計算書

イ、ロ （略）

三 （略）

四 （略）

2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める計算書類の作成を省略することができる。

一 事業区分が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合
前項第一号ロ並びに第二号イ（２）及びロ（２）

二 拠点区分の数が一である場合 前項第一号ロ及びハ並びに第二号イ（２）及び（３）並びにロ（２）及び（３）

三 （略）

第八条 削除

第九条 削除

（事業活動計算書の構成）

第二十二条 （略）

2・3 （略）

4 前条第三号に掲げる部には、第六条第一項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く。）

一 事業区分（法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は法第二十六条第一項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。）が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合 前項第一号ロ並びに第二号イ（２）及びロ（２）

二 拠点区分（社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。）の数が一である場合 前項第一号ロ及びハ並びに第二号イ（２）及び（３）並びにロ（２）及び（３）

三 （略）

（総額表示）

第八条 計算書類等に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。

（金額の表示の単位）

第九条 計算書類等に記載する金額は、一円単位をもって表示するものとする。

（事業活動計算書の構成）

第二十二 （略）

2・3 （略）

4 前条第三号に掲げる部には、第六条第一項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く。）

を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合には、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

5・6 (略)

第五節 計算書類の注記

第二十九条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 四 (略)

五 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

六 十四 (略)

十五 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

2 前項第十二号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者

二 前号に掲げる者の近親者

三 前二号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人

四 支配法人（当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第六号において同じ。）

五 被支配法人（当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。）

を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合は、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

5・6 (略)

第五節 計算書類の注記

第二十九条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 四 (略)

五 法人が作成する計算書類等並びに拠点区分及びサービス区分

六 十四 (略)

十五 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

2 前項第十二号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該社会福祉法人の役員及びその近親者

二 前号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人

六 当該社会福祉法人与同一の支配法人をもつ法人

3 前項第四号及び第五号に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。

一 一の法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員

二 一の法人の職員

4 (略)

(附属明細書)

第三十条 (削る)

法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあつては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあつては拠点区分ごとに作成するものとする。

一 十九 (略)

2 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

3・4 (略)

(新設)

3 (略)

(附属明細書の構成)

第三十条 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

2 社会福祉法人が作成しなければならない附属明細書は次に掲げるとおりとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあつては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあつては拠点区分ごとに作成するものとする。

一 十九 (略)

(新設)

3・4 (略)

第四章 財産目録

(財産目録の内容)

第三十一条 法第四十五条の三十四第一項第一号の財産目録は、当該会計年度末現在（社会福祉法人の成立の日における財産目録は、当該社会福祉法人の成立の日）における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

- 第一号第一様式 (第十七条第四項関係) (略)
- 第一号第二様式 (第十七条第四項関係) (略)
- 第一号第三様式 (第十七条第四項関係) (略)
- 第一号第四様式 (第十七条第四項関係)

勘定科目		(略)
(略)	介護保険事業収入	(略)

第七節 財産目録

(財産目録の内容)

第三十一条 財産目録は、当該会計年度末現在における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

- 第一号第一様式 (第七条関係) (略)
- 第一号第二様式 (第七条関係) (略)
- 第一号第三様式 (第七条関係) (略)
- 第一号第四様式 (第七条関係)

勘定科目		(略)
(略)	介護保険事業収入	(略)

入	入	入
利用者等利用料収入 (略)	利用者等利用料収入 (略)	利用者等利用料収入 (略)
<u>食費収入 (公費)</u>	<u>食費収入 (公費)</u>	<u>食費収入 (公費)</u>
<u>食費収入 (一般)</u>	<u>食費収入 (一般)</u>	<u>食費収入 (一般)</u>
<u>食費収入 (特定)</u>		
<u>居住費収入 (公費)</u>	<u>居住費収入 (公費)</u>	<u>居住費収入 (公費)</u>
<u>居住費収入 (一般)</u>	<u>居住費収入 (一般)</u>	<u>居住費収入 (一般)</u>
<u>居住費収入 (特定)</u>		
(略)	(略)	(略)
その他の事業収入	その他の事業収入	その他の事業収入
<u>補助金事業収入 (公費)</u>	<u>補助金事業収入</u>	<u>補助金事業収入</u>
<u>補助金事業収入 (一般)</u>		
<u>市町村特別事業収入 (公費)</u>	<u>市町村特別事業収入</u>	<u>市町村特別事業収入</u>
<u>市町村特別事業収入 (一般)</u>		
<u>受託事業収入 (公費)</u>	<u>受託事業収入</u>	<u>受託事業収入</u>
<u>受託事業収入 (一般)</u>		
その他の事業収入 (略)	その他の事業収入 (略)	その他の事業収入 (略)
老人福祉事業収入 (略)	老人福祉事業収入 (略)	老人福祉事業収入 (略)
運営事業収入	運営事業収入	運営事業収入
管理費収入	管理費収入	管理費収入
その他の利用料収入	その他の利用料収入	その他の利用料収入

補助金事業収入 (公費) 補助金事業収入 (一般) その他の事業収入 (略) 児童福祉事業収入 (略) その他の事業収入 補助金事業収入 (公費) 補助金事業収入 (一般) 受託事業収入 (公費) 受託事業収入 (一般) その他の事業収入 就労支援事業収入 (略) 障害福祉サービス等事業収入			補助金事業収入 その他の事業収入 (略) 児童福祉事業収入 (略) その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入 保育事業収入 (略) その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入 就労支援事業収入 (略) 障害福祉サービス等事業収入
---	--	--	---

(略)					(略)
その他の事業収入					その他の事業収入
<u>補助金事業収入 (公費)</u>					<u>補助金事業収入</u>
<u>補助金事業収入 (一般)</u>					
<u>受託事業収入 (公費)</u>					<u>受託事業収入</u>
<u>受託事業収入 (一般)</u>					
その他の事業収入					その他の事業収入
(略)					(略)
生活保護事業収入					生活保護事業収入
(略)					(略)
その他の事業収入					その他の事業収入
<u>補助金事業収入 (公費)</u>					<u>補助金事業収入</u>
<u>補助金事業収入 (一般)</u>					
<u>受託事業収入 (公費)</u>					<u>受託事業収入</u>
<u>受託事業収入 (一般)</u>					
その他の事業収入					その他の事業収入
医療事業収入					医療事業収入
<u>入院診療収入 (公費)</u>					<u>入院診療収入</u>
<u>入院診療収入 (一般)</u>					
室料差額収入					室料差額収入
<u>外来診療収入 (公費)</u>					<u>外来診療収入</u>
<u>外来診療収入 (一般)</u>					
保健予防活動収入					保健予防活動収入

受託検査・施設利用収入		
<u>訪問看護療養費収入（公費）</u>		
<u>訪問看護療養費収入（一般）</u>		
訪問看護利用料収入		
（略）		
その他の医療事業収入		
<u>補助金事業収入（公費）</u>		
<u>補助金事業収入（一般）</u>		
<u>受託事業収入（公費）</u>		
<u>受託事業収入（一般）</u>		
その他の医療事業収入		
（略）		
（何）事業収入		
（略）		
その他の事業収入		
<u>補助金事業収入（公費）</u>		
<u>補助金事業収入（一般）</u>		
<u>受託事業収入（公費）</u>		
<u>受託事業収入（一般）</u>		
その他の事業収入		
（何）収入		
（略）		
（略）		

受託検査・施設利用収入		
<u>訪問看護療養費収入</u>		
訪問看護利用料収入		
（略）		
その他の医療事業収入		
<u>補助金事業収入</u>		
<u>受託事業収入</u>		
その他の医療事業収入		
（略）		
（何）事業収入		
（略）		
その他の事業収入		
<u>補助金事業収入</u>		
<u>受託事業収入</u>		
その他の事業収入		
（何）収入		
（略）		
（略）		

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第二号第一様式 (第二十三条第四項関係) (略)		
第二号第二様式 (第二十三条第四項関係) (略)		
第二号第三様式 (第二十三条第四項関係) (略)		
第二号第四様式 (第二十三条第四項関係)		
勘定科目		(略)
(略)	介護保険事業収益 (略)	(略)
(略)	利用者等利用料収益 (略)	(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第二号第一様式 (第七条関係) (略)		
第二号第二様式 (第七条関係) (略)		
第二号第三様式 (第七条関係) (略)		
第二号第四様式 (第七条関係)		
勘定科目		(略)
(略)	介護保険事業収益 (略)	(略)
(略)	利用者等利用料収益 (略)	(略)

食費収益 (公費)		食費収益 (公費)
<u>食費収益 (一般)</u>		<u>食費収益 (一般)</u>
<u>食費収益 (特定)</u>		
居住費収益 (公費)		居住費収益 (公費)
<u>居住費収益 (一般)</u>		<u>居住費収益 (一般)</u>
<u>居住費収益 (特定)</u>		
(略)		(略)
その他の事業収益		その他の事業収益
<u>補助金事業収益 (公費)</u>		<u>補助金事業収益</u>
<u>補助金事業収益 (一般)</u>		
市町村特別事業収益 (公費)		市町村特別事業収益
<u>市町村特別事業収益 (一般)</u>		
<u>受託事業収益 (公費)</u>		<u>受託事業収益</u>
<u>受託事業収益 (一般)</u>		
その他の事業収益		その他の事業収益
(略)		(略)
老人福祉事業収益		老人福祉事業収益
(略)		(略)
運営事業収益		運営事業収益
管理費収益		管理費収益
その他の利用料収益		その他の利用料収益
<u>補助金事業収益 (公費)</u>		<u>補助金事業収益</u>
<u>補助金事業収益 (一般)</u>		

		その他の事業収益			
		(略)			
		児童福祉事業収益			
		(略)			
		その他の事業収益			
		補助金事業収益 (公費)			
		補助金事業収益 (一般)			
		受託事業収益 (公費)			
		受託事業収益 (一般)			
		その他の事業収益			
		保育事業収益			
		(略)			
		その他の事業収益			
		補助金事業収益 (公費)			
		補助金事業収益 (一般)			
		受託事業収益 (公費)			
		受託事業収益 (一般)			
		その他の事業収益			
		就労支援事業収益			
		(略)			
		障害福祉サービス等事業収益			
		(略)			
		その他の事業収益			
		(略)			

補助金事業収益（公費）
補助金事業収益（一般）
受託事業収益（公費）
受託事業収益（一般）
その他の事業収益
（略）
生活保護事業収益
（略）
その他の事業収益
補助金事業収益（公費）
補助金事業収益（一般）
受託事業収益（公費）
受託事業収益（一般）
その他の事業収益
医療事業収益
入院診療収益（公費）
入院診療収益（一般）
室料差額収益
外来診療収益（公費）
外来診療収益（一般）
保健予防活動収益
受託検査・施設利用収益
訪問看護療養費収益（公費）

[illegible]

第三号第一様式 (略)	(第二十七条第四項関係)	第三号第一様式 (略)	(第七条関係)
第三号第二様式 (略)	(第二十七条第四項関係)	第三号第二様式 (略)	(第七条関係)
第三号第三様式 (略)	(第二十七条第四項関係)	第三号第三様式 (略)	(第七条関係)
第三号第四様式 (略)	(第二十七条第四項関係)	第三号第四様式 (略)	(第七条関係)
別表第一		別表第一	
別表第二		別表第二	